

あつても、補てんだけは調査会とは全然関係なしで一般会計から補てんするのだ、こういう意味でございませうか、その点を一つ……。

○井出国務大臣 その点も食い違いがあつては相なりませんが、私が先ほど申し上げました意味は、政府の責任において処理をするのだということはその通りであります。百六十一億という数字は、調査会がどのように結論を出されるかということによって影響を受けるであらう、こういうことでございませう。

○稲富委員 私たちが憂慮いたしますことは、調査会がでますと消費米価の問題が当然起つてくると思ふ。その消費米価を決定する場合に、この赤字補てんと消費米価との関連性があつて答申をされるというふうな問題も起つてこないとも限らない。これをわれわれ非常に憂慮するのであつて、しからば政府が三十一年度の赤字を補てんするということは、政府の責任においてやる、これは消費米価には一切関係がない、そういうふうな御答申で、私は解釈しておるのでございませうが、その点をはっきりしていただきたい。

○井出国務大臣 臨時食糧管理調査会が出されます結論は、これによりましては、現在私は私どもこれに対しては白紙の立場でありますけれども、出されまます結論は、これによりましては、食糧の整理と申しましようか、操作と申しましようか、修正米価主義をとつておられます建前から、やはり現在の在庫米に対して響いてくることがあり得る、こういうふうな考へております。

○芳賀委員 関連して大臣にお伺いし

ますが、昨日までの当委員会における井出国務大臣の、食糧の三十一年度赤字処理に対する答申の内容と、昨日の予算委員会における池田大蔵大臣と並んで答申されたときの内容が、非常に違つておるといふ感じをわれわれに与えておるのであります。大蔵大臣の場合は、多分に臨時食糧調査会の結論なるものが、消費者米価値上げすべしという結論が出ることを期待しての答申なんですね。あなたの昨日までの当委員会における答申は、そういうものに対しては、ある程度白紙の立場で、三十一年度の食糧の赤字処理は、単に純技術的な立場において確定された後において一般会計からこれを補てんするのだという、一つの筋だけはあなたはそのうまで言つておつた。今度は、ただいま稲富委員に答申された内容というものは、やはり臨時食糧調査会の最終的な意見というものによつてこの三十一年度の赤字というものが左右されるというところを今度は主張の中に入れておる。これは所管大臣たる農林大臣の答申としては一貫性が無いという点と、端的に言えば信憑的なものがないんじゃないかというふうな印象をわれわれは受けるのです。だからこの点、農林大臣としては消費者米価値上げに於いて今後の食糧問題をどういうふうな考へていくかということ、やはり農政の基本にもつながる問題であると思ふので、この点をとらわれないで農林大臣独自の考へというものを一つ明確にしてもらいたい。

○井出国務大臣 あるいは言葉が不正確であつて誤解を招いておつたかとも存じますが、これは政府の統一した考へ方としてお受け取りをいただいでし

かるべきと思ひます。と申しますのは、先ほど来稲富委員にお答えをいたしましたごとく、臨時食糧管理調査会というものがいかなる結論を出しになるかは、まだ未定の問題でありまふ。しかし政府としては、その答申は尊重して参るといふ建前でおりますので、そこから価格の面に響いてくるような結論が出る場合もあるし、あるいは出ない場合も出てくるかもしれな。その響いてくるという場合におきましては、今の食糧の整理、会計の方向が修正米価主義というものを採用しております以上は、これはその値上げなら値上げということが起ります時期にもよつて響き方は違つてくるというところもございませうけれども、ともかくそういうこともあり得るので、従ひまして昭和三十一年度の赤字というものは、そういった未確定な要素も存在をしておる。こういうふうな御解釈をお願いしたいと思います。

○芳賀委員 そこで伺ひたいのは、一番問題になるのは、政府の調査会に対する期待ですね。何らかの目的があつて調査会を設置したのでしよう。設置した動機というものは、消費者米価を上げるといふ石橋内閣時代の閣議決定が、与党である自民党内閣の反対論に押されてそれを引き下げた。何らかの格好をつけるためには、これは国会の閉期中ではなかなか値上げ強行をやることのできないから、国会が終つたところに、調査会を設置しておいて、その結論が出たのに責任を転嫁させて、調査会の結論にはわれわれは白紙で臨んだけれども、こういう結論が出たから、調査会の意見を尊重して値上げしますという最初から筋書きがあつて調

査会というものが生まれていふと思うのです。動機は明々白々なんです。ですから調査会に対する期待というものは、消費者米価値上げすべしという結論を出してもらつたために私は調査会が置かれたと思ひます。国民全体もそういうことをもう的確に考へておるのです。ですからたとえば会長であるところの東畑精一氏も石橋内閣時代の消費者米価値上げには賛成論を打ち出しておる。この時期に値上げしなければいかぬのだという消費者米価値上げ論者を会長に選んでおるといふことから見て、その期待というものは実に大

きいと思ふのです。ですから政府の現在において統一されたという見解は、後日調査会の結論が消費者米価値上げということに必ずなる、そういう場合には消費者米価が上れば食糧の赤字は減るということになるわけなんです。そういう意味において不確定要素というものは、やはり調査会に対する期待として、値上げの線が出てくる、だからこれは赤字が現在より減る、そういう想定のもとに決算確定後ということをして今日においては農林大臣は政府の統一した意見として述べておるといふように解釈しているかどうか、その点はいかがです。

○井出国務大臣 これにはいろいろと経緯がございまして、予算委員会でもすでにいろいろと論議は尽されましたが、一月八日に決定されました閣議の線というものが、その後の客観情勢等をも考慮いたしまして、より慎重にこれを扱うべきであらう、こういう考へ方のもとに臨時食糧管理調査会という構想のもとに再検討をしてみることになり、ことに相なつたわけでございます。

すからこれに対しては、先ほど来申し上げておりますように、あらかじめ一つの既定の方向というものを予想して、そういう方向へ意識的に引つぱつていくのだというふうな考へ方は持つておらないのであります。その機関において学識経験のある方々が、その高度の良識において問題を検討される、それをわれわれとしては尊重して参る。こういうことであつて、決して作爲的に何かあらかじめ一つの想定をしてというふうなことはございませんことを御了承いただきたいのであります。

○稲富委員 そうしますと、大臣の本日はさいました答申は、内閣の統一した意見としてという御答申があつたのでございませうが、先般私が尋ねいたしましたときには、明らかに三十一年度の赤字補てんは調査会とは何ら関係ないということをはっきり言われてゐるのです。それは統一した意見でなく大臣個人の意見であつたのであります。その点をばつきり承つておきたいと思ひます。

○井出国務大臣 冒頭においてちよつと釈明を申し上げましたごとく、あるいは非常に明確を欠いた表現をいたしましたか存じませんが、本日申し上げました考へ方をもつて私の考へである、こういう御認識をいただきたいと存じます。

○稲富委員 どうも大臣が、きょうのやつが内閣の統一した私の意見であつて、先日は私の言葉が足らなかつたのだ、こういう重大な問題をそういうふうな御答申で逃げられるというところは、私は実に遺憾に思ふ。井出さんといふのは悪意のある人でないから、私

はこの際あえて追及していろいろ責めるわけではございませんが、やはり答弁においてはもっと責任ある答弁をしていただきたいと思います。あとで問題になってから、あれは言葉が足らなかつたので十分であつたといつて、こういうような重大な問題をさらに答弁で変えらるゝといふことは、これは私たちが将来日本の農政全般を考えます上において非常に大きな支障になると思ふのでありまして、この点は私は実に遺憾であると思ふ。これはまたいづれ何かの機会に問うことがあると思ひます。

そこで私がお尋ねしたいことは、今日これに閣連があると言われております食糧制度特別調査会と申しますか、何かそういうものが内閣にできるものでございませうか、これと米価審議会の關係を承わりたい。

○井出國務大臣 臨時調査会は、閣議決定をもつて内閣の委嘱を受け、そのもとに構成される機関でございます。これはごく臨時的なものであつて、要すれば食糧管理特別会計の健全化のために諸般の検討をしていただき、政府の腹がまえの基礎資料を提供していただくわけでございます。つまりその答申を待つて政府の方針を決定いたしたて、かくして出て参りました政府の案の、特に価格面について米価審議会へお諮りをして、そして御審議を願ひ、こういう段取りに相なるわけでございます。

○稻富委員 私、農林省も内閣の一部だと考えております。しかも農林行政を担当しておるのが農林省だと思ふのでございませう。これは私が言わなくてもあなたは十分御承知だと思ひます。

が、米価審議会が昭和二十六年、政令第三百五十四号をもつて農林省に設置されておることは事実でございます。これはその第一条に「審議会は、農林大臣の諮問に應じ、米価その他主要食糧の価格の決定に関する基本事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を農林大臣に建議する」とその目的がはっきりうたつてあるのです。この政令によりますと、米価審議会は、米麦の価格に關する重要問題はもちろんでございますが、食糧制度そのものについても調査、審議する権能を十分付与されておると思ふのでございませう。ところが、今度またこれと同じ性格を持ったものを内閣に作るうとしてゐる。なぜそういうものを作るうければいけないのか。政府の意図するところの不可解なゆえんがここにあるのであります。たまたま消費者米価値上げの問題が起つたので、これを米価審議会とは別個な機関でやつていこうというのが政府の腹であらうと思ふ。

先刻の芳賀君の質問に對しまして、農林大臣はこの点をばつきりされなかつたのでございませうが、何がために、同じような性格を持ったものを、一方は内閣にいい、一方は農林省にいいながら作らなければならぬのか、その点をつまびらかに御答弁願ひたい。

○井出國務大臣 米価審議会と今回の臨時調査会とは全く同質なものであつて、屋上屋を築するにひとしいといふふうな受け取り方をなさつていらつしやるようではございませう。これは必ずしもそうではございませう。この調査会は大体学識経験者に限定されておりますし、米価審議会の方はもう少し広

範な構成の形をとつておることも相違の点でございませう。そこで、米価審議会にお諮りをいたします問題は、主として価格の問題といふことに相なるでございませうが、この臨時調査会には、価格問題以外にも食糧の合理化、健全化という方向を目標にいたしまして検討をいただき、それを政府の心がまえを作るうすがにいたす、こういうことになるのでございませう。まあこれはあくまでも慎重を期す、念には念を入れて、そういう形をとつておるのでございまして、そこで、米価審議会には政府は責任を持って御諮問を申し上げるという段取りに相なる次第でございませう。

○稻富委員 御承知の通り、米価審議会は価格問題を中心とするのでございませうが、今度の臨時調査会もおそらく米価の問題が中心であらうと思ふのでございませう。政府がこの臨時調査会を作られた前後の事情から考えますと、私たちにばそうしか受け取れないのであります。たとい米価審議会が価格を中心として答申するといひましたとしても、消費者米価の問題になりますと食糧の内容といふものが出てくるので、今日消費者米価を上げなければならぬといふことを政府で論ぜられたのも、これはやはり食糧の赤字をどうするかといふことが大きな問題となつて、そういうものが取り上げられたと思ふ。しかも御承知のごとく、米価審議会は、今私が申し上げましたように、「価格の決定に關する基本事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を農林大臣に建議する」。この米価審議会といふものは非常に幅が広く、必要であるならばこの食糧の赤字の処

理の問題に對しまして十分農林大臣に建議する権能を持つてゐる私は思ふ。おそろく農林大臣は、この米価審議会がそういう権能を持ったものとしてこれに對処してきた、かように私は解釈する。ところが、今さうにこれと別個のものを作らなければいけないといふことは、米価審議会の委員の中に消費者代表あり、生産者代表あり、少し手ごわい、こういうものに諮問しておつて消費者米価を値上げしていいなといふ答えでも出るといふでもないことになつてから、なるだけ消費者米価を値上げすることに賛成するような御用を勤める学識経験者を集めて、政府の責任をこの臨時調査会に転嫁してある目的を遂行しようといふ魂胆である、私はかように考える。私は一種の計画的な謀略と申しますが、消費者米価のためこういう屋上屋を重ねたやうなものを作らなければならぬか。この点は、日本の農林行政を預かる農林大臣として率直にお考えにならなければいけないと思ふ。私は繰り返して言ふ。農林省は政府の一環である。内閣にそういうものを作つて農林省の意思あるいは米価審議会の意思もそれによつて左右されるということになりまふと、農林行政が円満なる発展をするのとに支障を来たし、かえつて害を来たすものである、かように私は考える。この点について農林大臣はどうお考えになるか承わりたい。

○井出國務大臣 先ほど来申し上げておりますように、私もどしどし思ひまして、この問題の重大性にかんがみて、あくまでも慎重を期するといふ意図に出るおほくは他意はないのでございませう。今回の、主として学識経験者をもつて構成せられる臨時食糧管理調査会の意見をよく伺う、こういうことと、問題が重大でございませうだけに、いくらか慎重であつても、これは慎重に過ぎるということはないのだという考え方に立つておるわけでありませう。

○稻富委員 大臣は事重大であるから慎重を期するために臨時調査会を作るとおっしゃいます、ほんとうの腹はそうじゃないのじゃないですか。ことに消費者米価の問題が予算編成前に大蔵大臣から非常に強要されて、農林大臣はやすやすとこれに御賛成なさつたとわれわれは承知しておる。ところが、これが一般の世論に會ひ、党内のいろいろな反對に會つて、消費者米価を上げるといふことを結論をつけなければ、予算編成上にもたすも困るといふやうな問題が起つてきた。それで、その予算編成をするためには、何とかこの重大な問題をたな上げなければいけない、そうしなければ、予算編成の時期は迫つてくる。このたな上げの材料として、何とか一つこの安全弁的な処置をとつたといふのが、臨時調査会といふものを作つて、まずここにこれを委託しておるから、この問題は別個にして予算だけは通そう、これがほんとうの意図であつたと考える。これは私ばかりじゃないと思ふ。おそろく世間もそう見ておると私は思ふ。それを何とか理屈をつけて合理的なものであるかのごとく、理詰めしななければいけないから、非常に慎重にやるのだといふやうな御答弁をなさつておるのだであつて、調査会の発足に對しましては、こういう点に意図があつたと思ふ。そういう意図があつてそれをお作りになつたとするならば、それは党内

の事情なり政府の事情でそういうものをお作りになったのか知らぬが、それは食糧の赤字の処理までいろいろな発言をしてきて、そうしてさらにまた日本の農林行政を感ずるようなことをなして行くという事は、これはかえって害を生ずる。害のないもので、ただ単なる一時のがれに作つたものといひますならば、これは見のがすことが出来るといひしてしましても、これがさらにのさばつてきて、農林行政に害を及ぼすようなことになれば、これはおそろく農林大臣としても黙つておることはできないと思う。ところが、こういうような一時のがれに作つたものに、政府は責任を転嫁しようとしておる。ここに私は、非常に政府としても考えなければならぬことがあると思ふ。これを強行してやろうという考えを持つていらつしやるのかどうか。

○井出國務大臣 ものには明るい面と暗い面と両方ございしますが、決して稲富さん御指摘のような暗い面ばかりではないと私は思うのであります。従ひまして、この機關を経過し、この機關を通過して、そして最も好ましい縁を發見したい、こういう氣持でございまして、決して悪意にばかりおとりにならないようにお願いしたいと思ひます。

○芳賀委員 関連して。農林大臣にお尋ねしたい点は、たとえば現在在岸内閣ですけれども、岸内閣における井出農政という性格的なものがあれば、それをわれわれは明らかにしてもいいたのです。これは期待を持って言つていいのです。あなたが石橋内閣時代に農林大臣になつたときに、國民の大部分の、あるいは報道機關も、石橋内

閣における唯一の清廉な学究的な善人の型は農林大臣が出たということで、大きな期待を持っておりました。そういう新しい清潔感にあふれた農林大臣に對する新しい農政上の期待というものは相當に大きかつた。ところが第一にぶつかつた問題は石橋内閣時代に消費者米価値上げ問題について、池田大藏大臣と農林大臣が二、三回の会合によつて安易に消費者米価をすぐ上げるといふことをきめたことに對して、われわれはある程度の不安と危惧を持たざるを得なかつた。消費者に對して高い米を食わせるという考え方が井手農政の基本になるのかな、そういう思想を彼は持つておつたのかというのを、われわれはひとしく考えた。

それでこの際明らかにしてもいい点は、あなたも農林大臣に就任して、いわゆる消費者米価を上げなければならぬといふ、そういう一つの信念的な考え方の上に立つて、池田大藏大臣と話し合ひをして、たまたま意見の合致を見て、そして大藏、農林両大臣は直ちに消費者米価を上げるという決定を行なつたかどうか。そのときの農林大臣の考え方というものが、いまだに世間には明らかにされてないのです。あなた自身の考えでそれに同意したのか、大藏大臣の一つの圧力に抗し切れずして、すなおに屈伏して消費者米価値上げに賛成したのか、その点にはやはり今後あなたが農林大臣として在任していく限り、われわれがどうしても知つておかなければならぬ点でありますから、この機会にその点だけは明らかにしてもらいたいと思ふ。

○井出國務大臣 あるはこれのことです。すでに申し上げたかとも思ひますが、

私として、農林行政の担当者として立ちます場合、食糧管理特別会計のあり方というものに検討を加へたい、こういう氣持を持っておつたわけでありまゝ。そこで従来いろいろと世間の疑惑や誤解もございまして、まずこれにメスを入れてみる必要であらうか、こういう立場から吟味をいたしてみます場合に、やはり今日経済も漸次正常化に向ひつつある際でございますので、従来のごとくただ漫然と、赤字が出れば一般会計から補てんをすればいいのだという考え方はいいけれども、いゝところの思ひが至つたわけでございます。その場合、やはり消費者價格にも手を触れざるを得ない、こういう考え方の上に立脚したわけでございます。ただその時期でありますとか価値幅でありますとかいふふうな問題は、最も慎重に検討をしなければならぬといふことではございしましたが、大よその考え方は以上申し上げたような次第でございしました。たまたまこの考え方にもいろいろと御批判があり、さらに慎重な検討をいたすことがしかるべきであらうといふことから、臨時調査会の構想が生まれて参つたもの、このように御了解を得たいと思つております。

○稲富委員 そうすると消費者米価の問題に對しましては、井出農林大臣はあまりにも自信がなさすぎると思ふのでございします。あなたが大臣になられる前は、やっぱり消費者米価は上げべきでないという觀點に立たれておつたようにわれわれは記憶いたしております。その當時から食糧の赤字が生じておるといふことは、農政通のあなたは十分御承知であつたと思ふのでございま

す。そのあなたが農林大臣になつて、どういふことで心境の変化を來たされたか知らぬが、消費者米価を上げることやむを得ないのではなからうかといふことを考えた。ところが世間の反對があつたら、今度は調査会一つやらなければならぬ、こういうことになりますと、もつと農林大臣としての自主性がなくなればならぬと思ふ。あなたはいまだ以前から、消費者米価といふものは上げべきでないといふような觀點に立つていらつしやると私たちは了解いたしておつたのでございします。その基本的な考え方というものはおそろくまだ變つていないだらうと思ふのでございしますが、これは、内閣の統一した意見じゃなくて、あなた個人の意見を一つ承わりたい。

○井出國務大臣 これは経済情勢ともならみ合せなければならぬのでございまして、戦後久しく続きました経済の混亂期ないし不安定期、こういう時期と今日のような状況との間には、やはりそれに対する施策といふふうなものは変化があつてしかるべきものであらう、こういうふうに考えておるわけでありまゝ。

○稲富委員 この問題についてはまだ不十分でありますけれども、これにばかり時間をとつておられますと次の質問ができませんので、またの機会に譲るとしまして、さらにお尋ねしたいと思ひます。これはさきに私が質問中に途中で中止されましたので、答弁がはつきりしなかつたのでございします。私は穀物検定協会のことをお尋ねいたしたのでございしますが、穀物検定協会といふようなものを今日やはり置かなければいけないといふ事情がある

かどうか、あるとすれば、どういふうなために置かなくちゃいけないかといふことが昨日の答弁ではつきりしませんでしたので、この点も一回御答弁願ひしたいと思います。

○井出國務大臣 その際も御答弁申し上げましたが、穀物の受け渡しをいたします上に、第三者的と申しますか、売方と買方との間に業者が立ち會つて検定をするといふようなことでは相當に煩瑣の場合もございします。で、信頼し得る機関という意味で、この存在は必要であらうかと思ふのであります。ただ現状において御批判をいただいたような面がもしありといたしますならば、これは食糧會計合理化、健全化の線に沿つて十分検討に値する題目であらう、このように存じているわけでございます。

○稲富委員 検討に値するのではなくして、検討して、これを健全なものとして、國民の信頼を得る機関、機構等につやつていただきたい、こう考へるのであります。これは次の質問に對する答弁と一緒に大臣の心境を承わりたいと思ふ。

さらにまたお尋ねしたいと思ふのは、日通が取り扱つております米について、日通の運送事務処理費といふものを支払つておるのであります。これは一俵三円程度かと記憶しておりますが、この運送事務と記憶しておりますが、日通の事務の一つでございします。食糧が別途に數千万円を支払ふ必要がどうしてあるか、この点を一つ承わりたい。昨日申し上げました日通との食糧輸送契約書及びこの付屬書類を見ましても、その点の支払いが明らかにされてないのです。どういふうな規定

でこれを支払ってやるのか、この点も承わりたいと思ひます。

○井出国務大臣 検討に値するというような弱い表現ではいかぬ、これはその通りでございまして、十分にこの問題はメスを入れたと考えております。

それから後段の問題は、食糧庁長官から申し上げることにいたします。

○小倉政府委員 日通の事務処理でございまして、御承知の通りに食糧庁で買い上げ、売り渡しをいたしまする食糧全般についての輸送を担当いたしてございまして、この輸送につきましては、計画的に輸送をなくくちやならぬ点、それからまたその等級別あるいは仕向地別の確たる報告を絶えず徴しなければいかぬという点など、か、あるいはまた一々食糧庁の役人が窓口に行きましてそうして輸送の契約をするということではなくて、一括契約をしておるといふ点から申しまして、そういう点のいろいろの事務上の処理が必要になって参るわけでございまして、そういう意味での費用といたしまして事務処理費を計上いたしておるのであります。

○稲富委員 これは当然日通にあなただけで一括して契約しているのだから、日通の事務の中に入らなければいけないのです。それを別個に支払っている。それで今の長官の答弁によりまして、それを当然のことのようにおっしゃるのでございしますが、そういうことをなせなければいけないのか、やむを得ないと思つていらっしゃるのか。そういうことからだんだん食糧の赤字がふえてきておる。悪ければ改める、こう言うのなら私はあえて責めま

せん。なぜそういうものを出さなければいけないか、その点をお尋ねしておるわけです。

○小倉政府委員 日通の通運料金その他諸掛りにつきましては、全般としてまた個々の費用ごとに合理化し節約すべき点については、当然お話のように検討を加え、節約して参らなければならぬと思ひます。またこれまでそういう趣旨で相努めてきたのであります。ただいまお話の事務処理費につきましては、先ほども申し上げました通り、これはたとへば私どもが日通に荷物の輸送を頼みに行くようなことは違ひまして、大量の荷物を迅速に処理するといふようなところからいまして、これは行政事務費の節約という点から見ても、向うの方で事務の処理をしてもらう方がより合理的であるといふ意味で、そういう特別の事務費を計上いたしておるのであります。もちろんこの金額等につきましても、それはなお検討を加えて、合理化すべき点は御説を待たずとも、合理化に努めたいとは存じますけれども、そういう費用が存在しておるゆゑは、今申し上げましたようなことであります。

○稲富委員 それはその支払ひされておるといふことはやむを得ないとおっしゃっておりますが、なぜそれが契約の中にうたつてないのか。どの契約のどれに基いてそういうものを支払つておるか。どうも日通に対する問題は、幅の広いような解釈をされて、出すことに非常に努めておるような感じをわれわれは受ける。出さなくていいものを何とか理由をつけて日通にわざわざお支払いになつておる、そして食糧の赤字をますます大きくされておる、こ

ういうようにしかわれわれはとれない、ここに大きな疑念があるわけであり、これは私はいふんこれを見ました。が、こういう規定はどこにも書いてありません。この契約の第何条のどういふ条項に基いてこれを支払つておるのか、これを明らかにしてもらいたい。

○小倉政府委員 契約の条項についてのお尋ねでございしますので、ただいまさつそく調べましてお答えいたします。

○井出国務大臣 これは業務第一部長の係なものですから、あるいは長官からすぐにお答えは申し上げられなかつたかと思ひます。御指摘の点は、先ほど来の合理化の一環と申しますか、そういう意味において十分検討をいたすつもりでございしますので、御了承願ひます。

○稲富委員 ただいま申し上げましたように、日通との契約の内容を見ますと、不可解な支出が出ておる、私はここに非常に疑念がある。私は昨日もこの日通との契約内容等に対して質問をいたしたのでありますが、どうも食糧庁は日通に対して至れり尽せりのサービスをやつておる、そして食糧の赤字を大きくしておる、これが国民の疑惑のあるところだと思ひますが、こういうような疑惑のある中に、さらに輪をかけて、前食糧庁長官がまた日通の重役に行く、こういうようなことがあつて、大臣はこれに對してしばしば食糧の健全性を主張されておられますが、この際結論として食糧のこの弛緩、暴乱に對しまして、いかなる決意をもつて臨まんとされるのか、その結論を一つ承わりたい。

○井出国務大臣 私が食管会計というものの對して強い関心を持ち、これに全

○稲富委員 どうも食管の内容を見ますに、御承知の通り前部長も変なことをやりまして現在取調べを受けているといふような事実もあるのであります。しばしばどうも食管の内容等を見ますと、大臣は恐縮したようにして何とかしなければならぬといふふうな御答弁ばかりでは、どうもわれわれは釈然としないのであります。それでこれはこの際結論として大臣にお尋ねしたい。こういうように食管の内容というものは実に暴乱の極に達している。私の昨日及びその前における質問等から大臣ももちろん御承知でございまして、そういうけれども、そういうお尋ねいたしました点を申し上げても、いかに食管の経理の内容といふものが乱脈をきわめておるか、あるいは弛緩を生じておるかといふことはわかつたと思ひます。大臣はこれに對してしばしば食管の健全性を主張されておられますが、この際結論として食糧のこの弛緩、暴乱に對しまして、いかなる決意をもつて臨まんとされるのか、その結論を一つ承わりたい。

○井出国務大臣 私が食管会計というものの對して強い関心を持ち、これに全

面的な検討を加えなければならぬ、こ

○稲富委員 次に外米の問題についてお尋ねしたいと思ひます。三十一年度及び三十二年度の食管特別会計の普通外米の輸入計画を見ますと、三十一年度は輸入量が三十八万九千二百トン、その単価が百四十二ドル、石当り約七千八百円です。それから三十二年度が三十一万一千七百トン、単価が百四十五ドル、石当り八千円、こういうふう

に内地米の一万円に對して、普通外米はその八〇%前後になつておる、こう書いてあります。これは会計検査院の報告を見まして、非常に外米の買付が高いつたことを言われている。これを見まして、もつと安く外米を買

まするが、こういう点、これは昨日予算委員会においても川俣委員が質問をいたしておたようでございます。そういう意味から今日の外米の消費の状況であるとか、あるいは現在の外米の是正策、こういうもの及び今後の輸入の方針等について政府の所信を承わっておきたい、こう考えるのであります。

○小倉政府委員 外米の輸入につきましては、この方針でございますが、これはお説の通り最近の内米の需給の関係等もありまして、この一、二年前の状況とだいぶ趣きが異なっております。従いまして私もいたしましては、米につきましてはできるだけ内地米の集荷に努力をいたしまして、外米の輸入ということはできるだけ必要最小限にいたしたい、こういうふうな方針でございます。これは三十二年度年度に於いての計画におきまして、そういう計画で実施をいたしております。また買付価格についてのおしかりも受けておるのでありますが、これもできるだけ安くかつ良質のものを買い付けるといふ努力として、いろいろ現地に人を派したり、また品質等の点につきましては、積み出しの時期に食糧庁の職員を現地に出張させて、検査にも立ちあわせ、こういうような措置を講じておきまして、できるだけ十全の措置を講じたいと思ひますが、なおそれは御指摘のように貿易との関係もございまして、単に食糧の需給という観点だけから、輸入数量なり時期を一方的にきめて参るというわけには参りませんけれども、それだからと申して需給関係上余分なものを輸入する、必要でないときに輸入するというわけには参りませんので、それはできるだけ需給の状況

の立場も尊重し、なおかつ同時に貿易上の利益に役立つような方向でもって処置いたして参りたい、かように存じております。

○稲富委員 まだいろいろありますけれども、なるだけ簡単に次の問題をお尋ねしたいと思ひます。

次にお尋ねしたいのは、余剰農産物についてお尋ねしたい。第二次余剰農産物協定が結ばれますときに、私たち社会党は反対の態度を表明いたしましたのであります。私たちがその当時心配をいたしましたようなことが、今日遺憾なくその協定に現れてきていることは、私たちは最も遺憾に思ふのであります。それを検討いたしたいと思ふのであります。

まず余剰農産物の輸入の計画を見ますと、その輸入数量は御承知のごとく小麦が四十五万トンに對しましてその実績は三十四万三千トンであつたのであります。大麦の輸入計画は十萬トンに對しまして実績は七萬九千トンであつた。綿花の計画は十萬俵に對して十二萬俵の実績、葉タバコは千五百トンの輸入計画に對して、一千四百四十五トン、トモロコシは十一萬トンの輸入計画に對してその実績は五萬トン、こういうふうになっておるはずであります。しかるに余剰農産物の受け入れに對しては、別途に通常輸入量をアメリカに對して約束することになつておることは、これは御承知の通りであります。その計画と実績を見ますと、小麦は計画が七十五萬七千トンに對して、実績は七十五萬七千トンに對して、大麦の計画は二十萬四千トンに對して、実績は四十二萬四千

七萬五千俵に對して、実績は七十一萬一千俵であります。葉タバコは二千九百トンに對して、実績は二千七百三十三トンであります。こういうふうな輸入実績は、余剰農産物協定はエビでタイをつるようなことをやりまして、アメリカの対日通常輸出を確保する手段として利用されておるという、こういうような事実が明らかであるのであります。すなわち結論的に申し上げますと、余剰農産物の分は、実績は計画を大幅に下回つておきまして、通常輸入の部分につきましては、実績は計画を大幅に上回つておるという、こういう状態になつておるのであります。しかも余剰農産物の残りの部分の買付に對しましては、アメリカが通常輸入分の買付保証を新たに持ち出して、日本側に迫つておるというふうな、こういう状態であるというのを聞いて、わが國はこういうふうなアメリカの勝手なふるまいに屈服するということとは、これは日本にいたしましては、私は最も遺憾なことだと思ふのであります。こういうふうな状態でありまして、私たちはこの第三次余剰農産物協定につきましても、先日石田君の質問に對して、大臣は、一応たゞいまのところは見送ることになつておる、こういうこととございました。私たちが考えますことは、ただいま國會が開会中であるから見送ることにしておるけれども、國會が終つた時分には、また一つ協定で結びたいというふうな、こういう含みが大きいあるのじやなかうかという懸念を私たちは持つわけで、それで私はこの際大臣に承わりたいと思ひますことは、第三次余剰農産物協定を締結

するつもりであるかどうか。また第二次余剰農産物協定に付随するような通常輸入分を新たに保証するつもりがあるかどうか、こういう点を承わりたいと思ふのであります。

○井出國務大臣 第三次余剰農産物協定は、ただいまという表現を私が用いたといふこととお尋ねがあつたのであります。これは第三次に對しては協定は結ばない方針でございます。第四次といふふうな場合は追つての問題をいたしまして、たゞいま御指摘の、いろいろ数字にわたつておつたのであります。すが、そういう点必要あらば長官からお答えさせますが、通常輸入分が優先して、余剰の分がまだ現物が到達しておらぬではないかという点にもお触れになっておりました。これは少しくおくれは戻しつつあるようでございます。もし詳細な数字がお入り用ならば長官からお答えいたします。

○小倉政府委員 先ほどのお尋ねの中にございました数字は、私どもの承知しております数字と同じでございます。別段ここにつけ加えて御説明する必要はないと思ひますが、お話しになる必要は、第二次余剰農産物の実施の上で、余剰につきましても計画から申しますと、残つておりますのは、大きなものは小麦でございます。量といたしましては約十三萬トンでございます。これにつきましてはP Aの発給について、たゞいまアメリカの方と交渉中でございます。

○稲富委員 この問題につきましては、第三次余剰農産物の協定は結ばないといふことを大臣がはっきり言われ

次余剰農産物協定のような、逆に非常に日本が犠牲にされるような、こういうふうなことがあるから私は申し上げたのであつて、第三次余剰農産物協定は結ばないといふことであれば、私はこの際この問題に對しての質問はこれをもって省略いたします。

私は先般、この食糧特別会計の内容についていろいろ御質問をいたしたのでございます。が、要するに私たちは、現在食糧管理特別会計に赤字が出ているのだ、だから何とか消費者米価を上げなくちゃいけないといふことをよくいわれますが、そういう赤字の出た原因といふものは、たゞいま申し上げましたようなことから生じているといふことをまず私たちは考えていかなくてはならないと思ふのであります。それはすなわち、この食糧特別会計にいろいろな政府のし寄せが来てゐるといふことも、また私たちはこれを承知しなければならぬと思ふのであります。すなわち経済政策におきましても、社会政策におきましても、金融政策におきましても、あるいは財政政策、貿易政策、こういうふうないろいろな政策、一切の政府の政策の犠牲といふものがここに來てゐるのです。たとえば、もう一つ例を申し上げますと、金融政策の問題であります。三十年に利子負担金六十八億五千萬円といふものが計上されておる。この中の八億五千万円は農林中金へ支払つておるのであります。これは中金の余剰金対策として食糧が犠牲になつたやうなものだ、こう申しても私は決して過言でないと思ふ。なぜならばわれわれが明らかに申し上げることができるとは、

食糧証券を發行すれば日歩一錢五厘で済むものが、大蔵省が非常に農林省に強要したとわれわれは聞いておるのでございませうが、一錢九厘の利息のものを無理に貸し付けて、そうして食糧がその犠牲になったというようにすることがあるのであります、これは農林省としては決して喜んでいいとは思いますが、こういうような問題に対して、農林大臣は将来どういう考えを持っておられるか、そういうような食糧會計を犠牲にするような大蔵省の無理押しがありまして、農林大臣は決してそれに応じないで、食糧の負担を少くするような決意があるかどうか、今度のこの消費者米価値上げのように、やすやすと大蔵省にくみするようなことは、今度はおやりにならないように、この点は特に一つ農林大臣にその決意のほどを承わっておきたいと思うのであります。

○井出国務大臣 いろいろ御指摘になりましたが、金融のしわという点を特別におあげになったわけでありませう。過去においてはそういうこともございまして、たゞ全金利のつかない国庫余剰金の運用を食糧會計ができるだけよいにやるというようなこと、この面から金利削減ができる、こういうような話し合いなどは大蔵省としていたるわけでありまして、決していただいたにしろを寄せているというようにすることはいたさないつもりでございませう。

○稲富委員 しかば三十年度はどうしてそういう結果になったのでありますか。

○小倉政府委員 これは三十年度の糧券の發行限度と、三十年度におきまして食糧の買入れ見込みが違ひまして、

糧券の發行限度につきましては法律できめておりますので、法律改正が當時のいろいろな事情でおくれまして、その間米を買わないというわけにも参りませんで、代金の立てかえというところになりましたので、代金の立てかえについての金利の支払いという特殊の事情で生じたものでございませう。

○稲富委員 しかばただいま農林大臣が言われたように、国庫余剰金をもつてそれに充てるといふような処置をなせるときとられなかったか、その点でございませう。

○小倉政府委員 これはちやうど米の買入れの最盛期に當る時期が十一月から十二月にかけてでございまして、そのときの金の関係のこととございませう、一つは金利の点から申しますと、なるほど国庫余剰金ということがよろしいのでございませうけれども、そのときまた国庫余剰金がないということがあるのでございませう。国庫余剰金の特別會計等において利用できる額というものは、定期的に非常に変動するわけとございませう。そこでもう一つ、限度が非常に足りないという点は、糧券を發行いたしまして、国庫余剰金を借りまして、これは借入金には違ひございませんで、同じように特別會計法の借入金の限度に制約を受けるわけとございませう。それでございませうので、借入金ではなくて立替金ということをやむを得ず処理した、こういうわけとございませう。

○久保田(豊)委員 関連して、食糧の問題につきまして二点だけお伺いしたいと思ひます。

一つは、例の黄変米の問題ですが、先日の御答弁だと、現在ある黄変米は

十一万七千トン、世間では普通に十二万トンといわれておる。農林省が非常に御努力になられて三十三万トン減らしになった、まことにけっこうなこととございませう。ところでその総金額は四十億と云うお話でございまして、これは何らかの措置をしなければならぬ問題で、相当大きな損が出ることは明らかでございませう。損の数字はまだはっきりしないかも知れませんが、これは現在どのようにならざるを得ないのか、そしてこの損が出るとすれば、これは三十一年度に入るものか、あるいは三十二年度に入るものか、あるいは三十二年度に入れるものか、この損の評価によつて相当大きな違いがあると思ひます。私どもの記憶が間違ひなければ、米の買入れは大体トシ当り二百二十万トンの見込みで入れていると思ひます。少くとも二百五十万トンのものが入つてくる。それが今どこへどういふふうに入つておられるか、三十一年度なり、三十二年度の赤字になつておられるのか。

もう一点は、これは今のところまだ整理がまだ未処理だということとございませう。これは整理をすれば当然少くとも何十億という赤字が出てくると思ひます。政府が今見ておられますように、かりに三十二年度にこれが処理されることといたしまして、百四十億という赤字見込みでは、とうていこれはカバーできないと思ひます。

新しい臨時調査会なるものがどういふふうな結論を出すか、しれませんけれども、かりに米価を値上げするといふ場合には、この米価値上げの要素に入る予定ですか、どうなんでしょうか。

この問題を以上申し上げましたような点について、少し詳しく具体的な数字で御示しをいただきたいと思ひます。

○井出国務大臣 詳しいことは食糧長官から申し上げますが、この処理につきましては鋭意努力を払つております。そこでせんだつても稲富委員の御質問にお答えいたしました際申し上げたのですが、アルコール原料というものは、ものに払い下げます場合には、かなり大きな赤字が出ることを覚悟しなければなりません。また国内のアルコール原料との競争の関係もございませうので、一とときにこれを処理するといふうなことも若干考慮の余地があるかと思つております。現状なり計画なりは長官から申し上げますが、この処理に當りまして赤字が出る、こういうものは当然別個に考へてしかるべきであらう。従ひましてその消費者価格に結びつけるなどといううなことはなたいと思ひます。

○小倉政府委員 黄変米の評価、それから損の問題でございませうが、評価の点から申し上げますが、評価につきましては二つに分けて、一つはつき直したものの、つき直したくないものといふふうに分けておられます、つき直したものは相当価格に売れるだらう、こういう前提を立てまして、これは普通の外米の製品の価格で評価しております。それからつき直したくないものは、これはいわば加工用しか売れないだらうといふことで、加工用の平均価格をとりまして、そうしてその加工用の平均価格と製品の価格との比を見まして、その割合だけ価格を下げております。具体的に申しますと、準

内地米については取得価格は六万六千四百九十九円であつたのであります。が、今のようなことで、製品でないものの価格の評価は約二割引きに當ります。五万三千九百九十九円という評価をいたしております。それから普通外米につきましては、取得価格が五万八千四百一円であつたのでございませうが、その評価につきましては、四万二千三百七十円、約二割七分引きといふことで評価をいたしておるのであります。そういう方針で評価をいたしてあります。その中で大きな要因といつたしましての評価による損益と申しますのは、さういつた評価のやり方によりまして、年々の損益に出て参るはずのものでございませう。それから売上の損益につきましては、その当該年度中に売却した価格と取得価格との差が売上損といふうなことで出て参るわけとございませうが、一番多く損が出たのは二十九年度まででございませう。ただいま申し上げたような取得価格から引きまして評価したといふうなことで二十九年度に評価損の多くのものが出て参つております。そういうことで評価いたして参りまして、年々に若干ずつのその後損が出て参つておる、こういうことに相なつておるのであります。

○久保田(豊)委員 今の点ですが、大体十二万トン近くのものがある、それを大体修正完備主義でかゝめて高い評価を現在もしておられると思ひます。あの當時に、御承知の通り六万何千円で買ったものを、一番安いものは二万円ぐらゐで処理をされたはずであります。それで現在まで金利も倉敷料も相当食つておると思ひます。普通の

勘定ならこれに金利、食料料を加えたものが御承知の通りほんとうの取得原価であります。実際問題として、これを売る場合に、今のような五万幾らとか、二万幾らで売れるはずはないと思う。あれを加工されてみたところが、簡単にいわゆる加工用で売れるわけでもなし、今ではむしろ、しょうゆ関係もこういう高い価格で払い下げてはおそらくこの払い下げに應じないだろうと思います。これはそういう点から見ると、なるほど経理技術としては、年々少しずつ帳簿へ載せる修正売価を落していくなから、実はその裏で金利と食料料をうんと背負って、最後には非常に大きな損が出る、それを帳簿上今會計技術の上でごまかして、そうして長年なしくずしで赤字をやっている、こういう結論になるよりはかたいたと思うのです、実際にはこれは農林省としての會計技術あるいは食糧の會計技術としては非常にうまい手かもしれないが、こういう点に対して根本的なメスを加えずしてやっていると、食糧の赤字は——来年度調査会の結論がどう出ますかわかりませんが、かりにある程度消費者米価を上げるといふ、私どもとすれば最も反対する結論を出されても、またその次には赤字の要因がこういうところから出てくる、こう考えざるを得ないのであります。

これに対して農林大臣は、片方においてはアルコールの原料でサツマイモその他にも相当響きますから、こういう点もおありになりましょうし、こういう簿価では、処分をされようとして、みそ、しょうゆの原料としても引き取り手はないと思う。すでに酒は御承知の通りこういうものは使いませ

ん。そしてこれを食えと言ったって食えるはずのものじゃないと思うのです。今後食糧の赤字をやるといふ場合に、こういう問題についてはどうのよう、基本的にお考えになっておられるのか、一つもう少し明快な御答弁をいただきたいと思うのです。

○井出国務大臣 先ほどお答えをいたしたつもりでございますが、これはある程度思い切つて処理をしなければならぬ、こう考えるのであります。その際予見される赤字というものは、これはやはり一般会計等から補てんをしていく以外にはなからう、こういうふうに考えております。

○久保田(豊)委員 この点は今のお答えでもあれですけども、おそろく現在の段階ではその程度のお答えしかできないのじゃないかと思ひますので、くどくお聞きはいたしません、もう一点、赤字が大きく出る原因として、私はどうしても飼料の問題があると思ふ。今農林省でおとりになっておる方策は、ふすまその他について外国から高いものを買って、これに程度の損失補償を加えてやろう——これがことしはおそろく十万吨前後になるのじゃないでしょうか。しかもこれが内地のふすま価格の抑制にどれだけ役立っているかというのを考えますと、実際問題としてはほとんど役立っていない。今やつて、おそろく夏前後になるでしょう。変質もして、大してこれはふすまの価格のあれになっておらない。もう一つの点は、ふすまは今日トシ当り大体七十二、三ドルしていると思ひます。ところが片方ふすまの原料として一番適当だといわれておるマニトバあたりは六十七、八ドル

ではないか。ふすまの方が高いのであります。高いものを入れて、そしてほとんど効果のないようなことをやっている。これでは飼料の価格政策としてはあまり効果がないというふうに私は思ふ。これは何か、私どもははっきりしませんが、農林省の方のお考えでは、飼料用のマニトバも入れられようであります。これは御承知の通り、従来ある関係で飼料として出たものが、ほとんど飼料として使われずに横流れをしてしまったということ、一時はこれに炭粉をまぜたり、いろいろなことをしましたけれども、最近はまだよみが戻つて、現物でそのまま出ているようであります。しかもこの方が安い。安いものを少く入れて、高いふすまをよけい入れてやられるということは、どうしても赤字を大きくする原因ではないか、しかも国内の飼料価格の抑制という点ではほとんど役立っていない、私どもは思ふ。この飼料の輸入政策についても私は根本的に検討すべき段階ではないかというふうに思ふのであります。元来ふすまというものは、御承知の通り外国では国内で見ているような商品ではないのであります。従つてあつちこつちでもつて少いものを高い金で買い集め、そうして国内へ持つてきて、それに価格差補給金みたいな損益を加えて出して、しかも効果がでない。こういうふうな政策をとっている限り、やはりこれは相当な赤字が出てくることは当然だと思ふ。こういう政策を続けている限りは、私は、かりに米の問題についてある程度のあれが出たといはしても、食糧の赤字はなかなか消えない、こういういろいろな要素を、最後は米の値上げ

というふうなことにひっかけて解決しようというところに非常に無理があるのではないかと、そしてまたある程度の米の値上げをしても、それによつて食糧の赤字というものはなくなるはずはない、こう思ふのです。飼料についてはおそろくしりした輸入飼料についてのお考えを農林大臣からお伺いしたい。

○井出国務大臣 このえきの問題は農産物価格安定法によるもの、あるいは天災等臨時措置法によるもの、こういうものとあわせて別途に経理をすべきであらう、こういうふうには私は考えております。またこの点は、大蔵省とも話し合ひまして、決算の模様を見た上で補てんをするというふうになりなっております。それはそれでいいと思ひますが、今のえきの問題は久保田委員御指摘のような面もあるでございまして、これらは十分反省のすべがにいたしまして、やはり検討の一テーマといたしたいと思ひます。

○稲富委員 次に私は本年度の米価問題をお尋ねしたいと思ふのですが、その前に、昨日、三十年度、三十一年度における外米の輸入について不良食糧の相手国別、輸入商社別の輸入数量及びその金額等をお尋ねいたしましたところ、ごさいましたので、これはあとでいづれかの機会にこの点を御答弁願いたいと思ふのであります。まず本年度の米価の問題についてお尋ねしたいと思ふのでございまして、これは大臣も十分御承知の通り、三十一年、昨年度の産米の決定の経緯は、私が申しなくても御承知であると思ふのでございまして、すなわち昨年

度の米価決定に当りましては、米価審議会の答申は、昭和三十年産米について本審議会が答申した方式により、バルク・ライン農家の八〇%の生産費を最低として基準価格を設立すべきであるが、本方式により正式に基準米価を算定する資料の整備が十分でない、さしあたり昨年産米価格一万百六十円を下らないよう決定すべきであるという答申だったと思ふのであります。それで政府としてはこの際三十年産米の算定方式を基本的に採用し、技術的改善を加え、ペリテイ指数の低下分を見込むということで、一万五千七十七円を決定したが、その後歩どまり格差十三円とございまして、一、一万七十七円といたしましたに記憶しております。すなわち三十一年産米は、基本的には三十年産米と同一方式をとられたということは御承知の通りであります。よつて三十二年産米に關しましては、私たちがいたしましては、生産費及び所得保障方式を採用すべきであるということと主張いたしておりますが、政府として決定するならば少くとも三十年産米あるいは三十一一年産米においてとられたような方式、これに準ずる方式を採用しなければいけなかつたと思ふのであります。ところがここに示しになりました三十二年産米の算定米価の基礎資料を拝見いたしますと、まず時期別格差は百七十七円とされておられるのであります。御承知の通りこれは昨年産米の価格決定では二百十円となつておつたのであります。取り入れ時期がおくれたこと等から、そういう特殊事情で百七十七円になったのだと記憶しております。ところが今年はこの百七十七円を採用されたのはどういふわけ

か。さらに申し込み加算とか歩どまり加算というような額も認めていないのはどういふわけか。なお政府は十二月のペリティ指数を使っておられるようでありますが、ペリティ指数は上昇しており、価格決定のときにはさきに上昇する見込みがあると思うのであります。こういうような事情から考えますときに、本年度予算米価を一万円と決定されたということには私も了解に苦しむのであります。井出農林大臣は最も農村を理解し、農民を理解した農林大臣だとわれわれは大きな期待を持っておるのでありますが、昨年度のそういうようなことによらずして、なぜかという予算米価を決定されたか、この点を承わりたいと思ひます。

○井出農務大臣 三十二年の生産者米価は、予算上石当り一万円ということに相なっておりますが、これには三十二年産米価、すなわち基本価格として九千四百七十円を基準として採用いたしておるわけでございまして、従来の方式を改めたとおっしゃるのですが、昨年は一部凶作はございましたものの、比較的作柄の安定した年であった、こういうところから基準にとるべき年次はそういう要素と、もう一つはやはり一番最近の年次を選ぶことが至当ではなからうか、こういう観点に立つておるわけでございまして、そしてこれに時期別格差百七十七円を加えたものを基準といたしましたので、そこにペリティの計算をいたしました。その上等級間格差八十九円と包装代百八十八円、こういうものを基礎にいたしました次第でございまして、一般に一万円米価ということ

があるかどうか、この点をばつきり承わっておきたいと思ひます。

○井出農務大臣 これは一応予算米価ということに御理解をいたさなければならぬ、米審の御意見等が出ました場合はそれを十分伺うことにしたいと思ひます。

○稲富委員 さらにお尋ねしたいのは、三十二年産米のバック・ペイの問題であります。これは昨年もういふんやかましくなりましたが、農村に無理解の河野前農林大臣はとうとう出ませんでした。私は本年のペリティ指数から申しまして、三十二年産米のバック・ペイの問題は何とかしなければならぬ問題が生じてくると思ひますが、幸いに先刻から繰り返し申し上げますように、農村に理解のある農林大臣だから、今度こそバック・ペイの問題は熱意をもって何とか処置していただきたいと思ひます。これに対する大臣の御所見を承わりたい。

○井出農務大臣 バック・ペイの問題でございまして、これは予約制度ということになっております。建前から、必ずしも従来のような考え方を踏襲する必要があるかどうか、またその諸要素が果してバック・ペイを必要とするような数字になって出て参るかどうか、この辺も未確定の問題でございまして、今日のところではまだその問題を考慮するという段階には至っておらぬと思ひます。

○稲富委員 私はどうも農林大臣に期待はすれぬ感があるのであります。あなたが農林大臣になられるときには、今度の農林大臣こそ真に農村に理解ある農林大臣として大いなる期待をもつて私は臨んだのであります。米価問題等に対しましては十分おわかりになる大臣だと思つておりましたが、大臣になりまして、何だか急に農村に対して理解のないような態度をとられてわれわれ全く遺憾であります。今の米価の問題でもバック・ペイの問題でも、私たちは無理に出せというのではない。そういうような基礎的根拠が生じた場合は当然支払う、こう言っておるのではありません。そのバック・ペイの支払いの基礎的な理由が生じた場合は当然これは応じてもらえと思つて質問いたしましたのであります。御答弁に不満でございまして、この点さらに御答弁願ひたいと思ひます。

それからいふ一つ、この機会にこれも理解ある農林大臣から質問するのでございまして、従来農村には病虫害防除に対する共同防除の補助が出ておりました。ところが三十年からこれはなくなつてゐる。その当時の政府の答弁では、この病虫害防除の補助をなくしたことは米価に換算されてゐるのだという答弁であつた。大蔵省もそういう解釈をしておつた。ところが米価に一つも換算されないで、今申し上げましたような状態になってくる、こういう点から申しまして、当然こういう問題はあなただけに復活すべきであると考えた、これに対する考え方もまためて御答弁願ひたい。

○井出農務大臣 バック・ペイの問題は、その段階になって考慮することにしたします。

それから今の病虫害防除の問題であります。これはかなり徹底普及しておりますので、そういう面からの奨励措置は大体は打ち切つてもよろしからうという段階かと思つております。ただ、異常発生というような場合は、これはまた別途に考慮をしていってしかるべきものだ、このように考えております。

○稲富委員 どうも不満でありますけれども時間をとりまして次の問題に移ります。

これは地代家賃統制令の問題についてお尋ねしたいと思つたのでございまして。御承知のごとく三十一年以降地代家賃統制令の改正によりまして、三十坪以上の建坪の地代家賃についてはこの統制令の適用除外を行う、こういうことになりました。その結果今日香川県その他におきましては、この問題を中心として非常に地主の圧力が加わつてゐるという事実がたゞさんあるのがあります。御承知の通り農家の建物というものはほとんど三十坪以上の住宅であるのでございまして。こういうようなことによつて善良なる農民がこの法律のために非常に苦しめられるということは、放任すべきではない、かように考えるのでございまして、これに対する、適当な時期に統制令の改正をまたやる意思があるかどうか、こういう点を、これは農林省としての御意見を承わつておきたいと思ひます。

○井出農務大臣 この問題は、地代家賃統制令が適用されなくなりまして、直ちに統制前の契約が復活するといふわけではないのであります。従前の契約がそのまま継続する、こういう考え方の上に立つておるわけであります。そこで、これを再改正するかどうかという御質問でございまして、農林省部内において十分検討の上で対処したいと考えております。

きましては、ただいまお説のようないきさつのありましたことは私も承知をしております。前国会におきましてもかなり活発な動きが国会内に見られるように相なったわけでございします。

が、これに伴っていわゆる民営を可とする考え方と、あるいは現行のごとき公官形態の存続を是とする意見とそれぞれ互いに主張されました。いずれが是かといふ点が、この点にならざるや、なかなか断じ得ない状態であらうかと思ふのであります。じんぜん日をむなしくしておつたように仰せられますが、政府といひまして、今直ちにどういふ形に持つていくかという結論には、端的に申し上げてまだいっておらない、こういう状態でございます。

○稲富委員 何事も研究中と考慮中ばかりでわれわれはどうも釈然としません。こんなことでまた質問を繰り返すとまた貴重な時間がなくなり、早くと早く結論を出して、その問題は私やめておきます。

さらに最後にもう一点だけ、これは災害復旧事業費の問題でございます。今年度の予算を見ますと、災害復旧事業費が相当に減額されております。私は農林大臣の食糧の自給度を上げるという主張から申しまして、災害復旧事業費が減額されたということはその本旨に沿わない、かように考えるわけです。しかも本年度の予算を検討いたしますと、ようやく二十六、二十七年は完了するけれども、二十八年、二十九年及び三十年は八五%が完了だと言っている。三十一年度は六五%という見込みのようでございますが、一体こういうことで食糧増産に対して十分なる熱意を發揮できるかどうか。なぜ災害復旧のごときものは単年度に復旧計画を立てないのであるか、この点を

一つ明らかにしていただきたい。

○井出国務大臣 災害復旧の進捗の問題でございますが、もちろん単年度に全部でございまして、これに越したことはないのではありませんが、やはり予算上、財政上等の制約を受けておるものであります。この進捗度合いというものは必ずしも本年が特に悪いということではございませんので、御了承いただきたいと思ひます。

○稲富委員 災害復旧に關してあなたはいふ御理解がないと思ふ。災害復旧に對しまして、特に二十八年の災害のごときは、その当時は三カ年でこれを完了するというのをあらゆる場合に政府は公約いたしました。それで各公共団体におきましては高利の金を借りて仕事を完成したところもある。ところが今日その高利の金利を支払うのに困つておるという状態である。

せつかく政府といたしまして特別立法処置をやつて國の補助をふやしましたけれども、その結果においてはかえつて補助のないよりも高い負担をしななければならないという矛盾した、結果になつてきている。それで國の財源の困難性があるために単年度完了というものを延ばすとするならば、こういうようなものに対しては、当然利子補給をするというやうな國としての親切さがないければいけないと思ふ。そうしなければ災害者に対して、俗に言へば一ぱい食わした形になるわけなんです。それが本年度の予算において現われておる。そういうやうなものがたくさんあるにもかかわらず、本年度の予算においては災害復旧費は減額されておる、昨年よりも減額されておるというやうな状態です。昨年は災害がなかったからとおつしやいます、災害がなかったならば、從來からあります、放任されておる過年度災害に對して、これを早く完成するやうな方法をとること、が當然であると思ふ。この点農林大臣の考えは非常に間違つておると思ふ。これに對する大臣の御所見を承わりたい。

○井出国務大臣 先ほども御指摘のございましたやうに、進捗度合いから申しますと、二十八、九、三十年それぞれ八五・六%まで行つておるかと思ふのであります。これは建設省などの工事に比しますと、むしろ若干歩がいいのであります。そういう点なども御考慮いたしまして、もちろんこれでも十分であり、満足とは言へませんが、この程度で本年のところはやつて参りたい、こういうふう存じております。

○稲富委員 農地災害と建設省あたりの災害と非常に違ふ点がある。建設省あたりの災害の復旧は放任されておる、あるいは遅々として進まない点はある。また、農地の災害復旧といふものは、御承知の通り農民は早くこれを復旧して早く生産したい、こういう生産の源でございまして、非常に急を要する点もたくさんあるわけです。こういうやうな点が、ただ建設省よりも歩が早いからということで放任されては、増産に挺身する農民が気の毒だと思ふ。考えなければいけないと思ふ。こういう点から建設省関係の復旧に對しては公共団体等が高利の金を借りてきて仕事をすることは少いけれども、農地等はそういう意味から公共団体等が高利の金を借りてきて仕事の完成をして

おるといふやうな事実がある。しかもこれは増産につながるものであるという意味から、ほかの建設省の例等を見て、これよりもいかに農林省は満足だといふやうな自己満足をせぬで、一つ増産に挺身するやうな点からお考えを願ひたい、こう考へております。この問題は、いづれまた何かの場合にたまたまことがあるかと思ひますが、どうかこういう問題に對しては農林大臣がもっと積極的にやつていただくことを特に申し上げて私の質問をこれで終ることといたします。

○小枝委員長 芳賀君。第一の点は、食糧制度のもとにおける農産物価格安定法の規制を受ける、その取扱ひの問題ですが、これは井出さんが食糧制度の合理化の一つとして、農産物価格安定法に基づく農産物等に対しては米麦と切り離して新しい構想でやりたいといふやうな見解を抽象的に述べられておるのです、この具体的な構想の内容を示していただきたい。

○井出国務大臣 これはまだ私として、先般予算委員会と和田さんで申し上げたという記憶がございます。これはこの会計の扱いを食糧でいたすといふことが始まりました當時にも議論のあつた問題だと思ふのであります。でございますから、このアイデアはやはり調査会等にはお示しをして、もう一つ検討してみたい、こういうやうに考へております。

○芳賀委員 井出さん自身は何も具体的な考へを持ってないのです。しかも臨時調査会にこの問題さえもまかせるといふやうな全くの白紙ですか。

○井出国務大臣 もちろん私自身も研究しなければならぬと思つておりますが、まだきょうこの段階で具体的にいかくかといふことをお示しいたすのは時期尚早かと存じます。

○芳賀委員 井出さんは保守党切つての農政通といわれておるのです。その農政通がたまたま農林大臣になつたのは絶好の機会ですから、この機会にこそあなたの農政上の構想といふものを具体的に施策の上に実現するのが一番あなたの重要な役割だと思ふのです。それが食糧問題にしても農政問題にしてもあまり謙虚過ぎてすべて白紙であると、慎重であるといふことになると、これは永久に農林大臣をやつておるわけにいかぬと思ふのです。限られた時間的なものがありますから、私たちはせめて在任中に一つでもいいから、これは井出農政の一つの新しい機軸であるといふことを打ち出してもいいと思ふのです。構想がまだ固まつていないとすれば、これは追及いたしません、ただ問題は、先ほど稲富委員からの質問があつた通り、今回は第三次余剰農産物の受け入れは中止するといふことに政府は態度をきめたやうでございまして、これは非常にけつこくなことであります。特に畑地農作物の場合は、やはりこれは外国農業からの圧迫等に對してこれを保護しなければ、単に農産物価格安定法だけでこれを保護するといふことはできないと思ふのであります。ですから競合する外国からの農産物の輸入等に對しては、はつきりした政策を示す必要があると思ふ。

それで具体的にお尋ねしたいのであ

りますが、昨年の国会において農産物価格安定法の中に大豆を加えたわけでありませう。その当時も与党内においては、輸入大豆をA制に切りかえるというふうな論があった中において、とにかく安定法の中にこれを入れたんでは、実は伝え聞くところによると、明日ごろ政府の閣僚懇談会において水田通産大臣から、大豆をA制にすべきであるというふうな具体的な意見が出されるというふうには聞いていますのであります。こういう場合には、当然農林大臣も経済閣僚でありますし、この輸入大豆等の今後の制度の問題は非常に大事であるので、日本農政を預かる農林大臣としてどういふような態度をその場合述べられるか、この点をお聞きしたいのでございます。

○井出国務大臣 芳賀委員の情報とでも申しますか、その点はまだ具体的にどういふというところは私は承知しておりませんが、大豆の問題はやはり国内生産との関連がきわめて大きいのでありまして、御趣旨のような点を十分注意しつつ臨みたいと考えております。

○芳賀委員 具体的にそういう問題にぶつかった場合、果して賛成するか、反対するか、どうですか。

○井出国務大臣 これについては自民党内にも従来いろいろと検討が続けられて参ったのでございまして、果してA制が是か、それとも外貨割当を存続して参ることがよろしいかというあたりは、まだ議論の余地もあるわけでございます。私としてはやはり国内農産物の価格安定に重点を置いて対処して参りたいと思っております。

○芳賀委員 そうすると、大体A制

には反対というように解釈していいですね。

○井出国務大臣 党内の意見も分れておるといふことは先ほど申し上げました。それらの点を十分大所高所より勘案いたしまして臨んで参りたいと思っております。

○芳賀委員 そういう点がどこか一本抜けておる。これは追及するわけではないですが、せっかく国内の農産物の価格安定をはかるために法律まで設けて、その対象にして、輸入方式については為替管理法とか外貨割当とか、そういう一つの規制を設けて調節したり、あるいは関税によって一つの障壁を設けるといふことにして、国内の産業振興とか、価格維持をやっておられる。それをだんだんくずしていくということになれば、せっかく法律の保護によつて大豆とか農産物の価格保護をやるといふことの意義がだんだん失われていくと思ふのです。筋がはつきりしているんです。そういうときは大所高所に立たぬでもいいんです。はっきり反対なら反対ということを押していかなければだめだと思ふ。あなたが社会党の農林大臣なら、理論的につきりした気持ちで動まるが、しかし現在の保守党内閣の間においては理論とか筋ということでは通らぬ場合が非常に多いと思ふ。力関係の中で押し切られる場合が非常に多いんです。ですから力に対してある程度力でせめて対抗するくらいは気魄を持ってもらわれないと、次々に後退後退ということになつて、取り返しのつかぬことになるということを指摘しておきたいのです。

第二の問題は、余剰農産物の話が先ほど出ましたが、昨年は余剰農産物の特別会計の中から、いわゆる農林漁業開発用として八十八億八千万くらいの見返り円資金を使うという計画が持たれておつたのであります。その実行内容はどういうふうになっておるか、これを大まかに伺ひたいのであります。

○井出国務大臣 ちょっと資料の関係で明確に各区分をしたものを申し上げかねますが、大体見返り円資金を用ひまして、たとえば愛知用水公団でありますとか、森林開発公団でありますとか、その他の諸事業に金利の安い円資金が投入されるはずになつております。これが余剰農産物を受け入れないというふうになります。以上は、資金的に欠陥が生ずることは当然でございます。これについては、預金部資金を導入することによつて当面まかなつて参るつもりでありますし、その計画の上に金利面の数字のそごが来たとはいふ部分につきましては、別途に考究をいたしまして万遺憾なきを期したいと考えております。

○芳賀委員 この問題は前の農林大臣の河野さんの時代に相当宣伝したわけなのですが、政府の資料によると、三十一年度の農林漁業開発用の計画が八十八億八千万というふうになつて、当年度内の実行はおよそ四十億程度というふうになつておるわけですね。そうすると半分程度しか実行に移されないうことになつておるのです。これには相当事情や理由は理由があると思ふので、どうして計画と実行がこういうふうに大きくずれておるかというのを聞いておるのです。

○永野政府委員 ただいま芳賀委員の御質問の通り、第二次の余剰農産物協定によります見返り資金を利用いたします計画といたしましては、八十八億八千三百万円の計画を持つておつたのでございます。現在まで実際資金を借り入れました額がこれにまだ達しておらない点はただいま御指摘の通りでございます。たとえますれば、愛知用水に対して約四十二億の融資を計画いたしておつたのでございますが、事業計画の進捗度その他の関係で、現在までの借り入れ済みのものが十億余りになっております。その他計画といたしましていろいろ進行の途中でございますが、いまだ資金の借り入れに至らないものがございまして、おおむね当初の計画通り事業の計画が進んでおるわけでございます。なお明細に申し上げますれば、森林開発公団に対して十億、漁港に対して七億、テンサイ糖の工場の設立に対して七億五千円、中央卸売市場の整備に対して四億一千九百万円、東京湾の埋め立てに五億円、それから枝肉市場の整備に二億七千四百万円、シルク・センターの設立に一億五千万円、東北興業の肥料の生産設備に対して一億一千六百万円、その他畜産加工等に対して二億三千八百万円、機械開墾、開拓者資金分を合せると合計が八十八億八千三百万円の計画でございますが、今後逐次事業の進捗状況に伴ひまして融資をいたして参るつもりでございます。

○芳賀委員 詳しいことはあとで資料を提出してもらえばいいと思ひます。そこで今御説明の中で、テンサイ糖の工場に七億五千万というふうな御説明がありましたが、実は北海道開発公庫に、農林漁業開発用の見返り円資金を六億円回しておるわけですね。これはどういふ筋合いのものであるか、この点をお尋ねします。

○永野政府委員 ただいま申し上げました当初の融資計画に対しては、従来までに出来ましたものがテンサイ糖関係で六億円でございます。これは御承知の通り、芝浦精糖が新しい工場を設立いたしますので、これを貸し出したものが六億でございます。これを貸し出すに際しまして、北海道開発公庫を経由して貸し付ける、こういうことでございます。

○芳賀委員 その点はわかりましたが、では七億五千万のうち残りの一億五千万、これは今後どういふふう流すか、この点は一つ大事な点ですから、農林大臣から方針だけ示していただきたい。

○井出国務大臣 この計画の数字はさうに相なつておりますが、実際は余剰農産物の受け入れがまだ全部完了しておらないという段階でございますので、実はその意味において未決定の形でございまして。

○芳賀委員 資金的にいつて、この計画の八十八億というものは充足できるのですか。そのうちのポイント関係の七億五千万から六億は芝浦精糖に出してある、あと一億五千万があるわけですね。ですからそれは今後どういふ形で確保して流すのか、その方針を聞けばいいのです。

○永野政府委員 現在までの経過を申しまして、あとから農林大臣からお答えがあると思ひますが、先ほど余剰農産物の協定に基いて応答がかわされましたように、この八十八億に見合う全部の余剰農産物の数量がすでに買い付けられたというわけではないのであります。従ひまして、資金源がこの計

画通り全部充足できるかどうかという点についてなお折衝を要する点がございしますので、その折衝を待った上で、この当初の計画をそのまま実行するかあるいは若干の訂正を要するかということを決断しなければならぬという成り行きに相なっております。

○芳賀委員 この八十八億が全部じゃないのですよ、総体からいうと百七十六億でしょう。ですからそれが全部充足されるかどうかということが未確定であるということであれば、それは第二次農産物の受け入れ計画というものを中途で変更するのですか。

○永野政府委員 先ほど申し上げましたように、全部の資金が利用可能な状況になるには、今後の余剰農産物の受け入れがどういう数量になるかという点が関連して参るのでございます。従いまして、この八十八億にとまらずに、今御指摘の余剰農産物資金全体の資金計画について、必要があれば改訂を加えなければならぬという問題があるわけでございます。

○芳賀委員 大臣にお尋ねしますが、そうするとたとえば今後の北海道におけるテンサイ糖工場の建設等の方針を進める場合には、この残金の一億五千万円の見返り資金のはっきりした見通しがなければ今後進めないものであるか、また政府の当初考えた資金措置が実行不可能の場合においては、新たな資金源を求めて、この大方針を継続して進めていく考えであるかどうか、その点はいかがですか。

○井出國務大臣 ただいま官房長から経過をずっと申し上げましたごとく、この一億五千万というものはまだ未決定と申しますか、留保された形でお

わけてございます。従って第二次協定の農産物が予定通り入ってないという場合には別な考慮をめぐらさなければならぬまい、こういうふうにご考慮しております。

○芳賀委員 第三点は特に井出農政のスローガンかもしれませんが、掲げてある畑地振興ですね、中身はたとえば寒地農業の確立とか、酪農振興というところになると思うのですが、最近酪農振興等をやっていく場合に、農林省の方針によって具体的に施策を進める途上において、公取委員会がいろいろ介在して、そこで支障を来しているような事例がときとき起きておる。これは井出さんが農林委員長時代に、昭和二十九年あたりから一部酪農資本が独禁法違反のような行為をたまたま犯したようなことが問題になったのですか、こういう点は今日の段階において、むしろ独禁法であるとか、あるいは酪農振興法であるとか、協同組合法とか法律相互間における何か背反したものがあるのではないかと、いような、根本的な問題にも触れなければならぬという考えを持っておるのですか、こういう点に対しては特に農林省としてもいろいろ具体的な問題が起ることに、具体的な検討を加えておると思うのですが、この点に対する農林大臣のお考えがあれば明確にしてもいいのであります。

○井出國務大臣 本日の予算委員会において、小平議員から青森県の実例を引いてお尋ねがあったのでございします。私は酪農振興法あるいは農業協同組合法、この法の建前はどこまでも貫かなければならぬと考えておるものであります、これが独禁法と衝突する

というような事態はまことに好ましくないものであります、実は法制局などにもこの話はいたしまして、抜本的な解決をしなければならぬまい、こういう線でご考慮を進めておる次第でございます。

〔委員長退席、笹山委員長代理着席〕

○芳賀委員 そういふ点はやはり農林省としての見解を明らかにしておかねと、何も経済秩序、法秩序の維持というものが独禁法だけによって堅持されるというわけではないのですから、協同組合の行為というものはやはり協同組合法というものがあつて、酪農振興法に基く一つの酪農振興の法というものは明確にされておるのですから、それだけの独立した法の領域における尊厳というものは、これはお互いに確保しなければならぬし、相互にこれは尊重していかなければならぬと思うのですが、自信を失うとだんだんだんだん独禁法なんか押されてしまつて、どうしてよいかかわからぬというふうな事態になりかねぬです。たとえば協同組合の共同の一つの行為として販売事業等についても、これはやはり無条件委託の共同販売というふうなことは、協同組合の組合行為の一つの原則的なものなんです、これがたまたま公取から指摘された場合においては、そういう共同の行為を組合員にしているというふうなことを指摘してはおるわけなんです。こういう場合にはやはり協同組合法の上に立つて、相手を納得さすだけのことをやってもらわぬといふかと思うのです。たとえば農協法の第十九条には専属利用規定がありますけれども、その二項には専属利

用規定というものは組合員に強制してはならぬ。任意にまかせなければならぬという意味のただし書きのようなものがくついている。これらを公取委員会であつたか法府の精神であるかのように取り上げておるわけですね。こういう点はやはり農林省として農協法の趣旨を相手に十分納得させて、遺憾ないようにしてもらわなければいかぬと思ひますし、もう一点は酪農振興法に基く、たとえば高度集約地区の指定の問題ですね。これはあくまでも合理化の線に沿つて、その指定地区における基幹工場を設け、そして乳価のコストの切り下げをはかるというところになっておるのですが、それを公取の委員会から見ると、あたかも高度集約地区内における独占支配のようになって、これがやはり高度集約地区酪農振興の一つの障害がここにあります。詳しくいふことは明日公取委員会を当委員会に呼んで質疑を行うことになっておるのですが、こういう重要な問題に対して必要であれば、明日農林大臣の出席を願うわけですが、農林大臣の見解を本日披露しておいてもらえば非常にけっこうだと思ひます。

○井出國務大臣 ただいま御指摘の問題は私も同感でございます。農協法なしい酪農法、それぞれ法益の尊厳というものはどこまでも主張しなければならぬと思ひます。さような意味で青森県の事例などで中心工場を指定をいたしましたゆえんもそこから出発しておるわけでありまして。

○芳賀委員 第四点は国内における酪農振興の問題ですが、これは私のあ

で中村委員から砂糖問題の質疑があるのでも簡潔に申しておきますが、井出農政の寒地農業確立の内容、中身ですね。予算面から見ると三億九千万くらいで、まことにうりやうたるもので期待に沿わぬですけれども、考え方の問題は相対期待されるものがあると思ひます。寒地農業の確立の中における国内のいわゆる糖業振興といふふうなものは、どのくらいのウエイトを持つておるものであるか、お尋ねいたします。

○井出國務大臣 その具体的なウエイトを数字の上で申し上げることもむづかしいと思ひますが、寒冷地農業振興対策には今回特に意を用いたつもりでございます。昨年のあなたの御郷里北海道の冷害等にかんがみまして、従来のようなあの北の果てまで争つて米を栽培するといふような行き方が一体いのかどうか、根本的な検討を加えなければならぬ時期でございます。そういう際にやはり寒冷地における安定作物としてのテンサイ糖、これは十分に高く評価をいたして取り扱わなければならぬものである。そのための増産対策等について十分意を用いる所存でございます。

○芳賀委員 国内の砂糖の需要は、これは大臣も御承知の通り一年に百万トン以上外国に依存しておるわけですね。国内の生産というものはわずかに五万トンくらいにすぎないわけですから、やはり今後国内における糖業振興というものは、農政の上から見て、あるいは国全体の施策の上から見ても非常に大事な点だと思ひます、特に寒地農業を取り上げる場合において、現在、寒冷地帯における畑地農業

というものは既存の農家にしても、開拓農家にしても、全くの行き詰まりを打開しなければならぬ事態になっておるわけですから、この場合にやはり国内で最も不足しておるところのビートの耕作等を拡大することによって、一面においてはこれが寒冷地帯の畑作農家の経済安定にもなりますし、一面においては国家的砂糖の生産を高めるということになると思うわけです。ところがこれを推進するためにも、一番大事なビート耕作の適地帯における増産とか、あるいは生産の向上等に対する具体的な施策とか指導というものは全く放置されておつて、ただ単に工場を幾つ建てるとか、そういうものだけ独走しておるような形なんです。これは全く逆だと私は思うのです。しかしすでに北海道における芝浦製糖が工場を建設中であるし、さらに第二次の工場建設の政府の指定といえますか、許可というか、それをやるという段取りになっておるようですが、その内容や経理を見ても、非常にこれは複雑怪奇なものであつて、私たちから見ると、了解に苦しむような動きが今日まで続いております。ですからこれは、井出農林大臣の前から起きた問題なんです、これをやはり引き継いでおられると思うのです。これらの点をあわせて、今後のビート生産の増強の問題と工場建設等に対する、何人が聞いてもなるほどと思えるようなすっきりした方策を、この際一つ聞かしてもらいたく思ふ。

○井出国務大臣 本年度におけるテンサイ糖工場増設の問題につきましては、ただいま御指摘のようにいろいろと経過があつたようでございます。私

といたしましては、増産の態勢でありますとか、立地条件でございまして、その他諸般の問題を検討して誤まりなきを期さなければならぬと考えておるのでございまして、ただいま事務局当局をして鋭意検討をさせておる次第でございまして、ただいまの御意見等をも十分に勘案をいたして処理する所存であります。

○芳賀委員 それは検討は十分終わつておると思うのです。ただどうするかというところだけが残つておると思うのです。ですから、これはたとえば現在農林省で扱つておる問題として、工場敷地のいわゆる農地転用の許可の問題とか、あるいは建設する場合の資金計画といふものはどうであるかというふうな検討とか、農林省としてやる場合の仕事は限られておるし、検討も論議も終つておると思う。そうじゃないですか。

〔笹山委員長代理退席、委員長着席〕

だから農林大臣がこれを抱いていられるのはだんだん内攻しちゃつて、命取りにはならぬかもしれんけれども、やはり農林大臣の清潔さが疑われるような場合が出てこないとも限らぬわけですから、北海道の場合にはやはり引きつがけが始まる以前、耕作期以前に結論を出しておかぬと、建設する場合にまた一年向うに延ばすというふうなことになると思うのです。その辺は私が言うまでもないと思うのですが、きょうは単に農林大臣の方針だけを聞いておるのであつて、具体的な点に対しては必要に応じて、また当委員に会において内容についてはやりたいと思ふのですが、その時期の問題です

ね。時期を逸しないようにするお考えがあるかどうか。

○井出国務大臣 よく承わりました、善処します。

○小枝委員長 中村時雄君。

○中村(時)委員 私は農林大臣と、できれば三割農政といわれた河野農林大臣との考え方の相違、またその施策に伴うところの井出農政としての問題等、いろいろ対決してみたいと考えておりますが、きょうは時間がありませんのでその点は後日に譲るとしまして、砂糖の問題で、二お尋ねしておきたい。

砂糖というのは、御存じのように本年度急に一月ごろから高騰を続けまして非常に問題になってきておるわけですが、その問題の以前に、昨年度におきましても立川研究所の問題、これは認可権の問題で通産省と農林省にからんで大きな問題が出てきておる、さらに中小企業を取り巻くところのその内容の問題についていろいろ疑義がえある、さらに、たとえば河野さんがフランスに行かれたときに、いきなり一万吨が増量されてくる、あるいは現在においてはブラジル等の問題が非常に疑義を持たれてきておる、そういういろいろな疑義が多分に介在しているというところがここにはあるわけでありまして、さらに自民党の先般の總會をめぐりまして、その中に職金のうわさすらある、その内容をめぐつてのうわさすらも上つておるわけでありまして、そういうような条件があるので、これらの点に對しましては参考人を呼んでいろいろお聞きをしてみたい、これは事実をあげまして、十分時間をいただいていろいろ話し合つてみたい、

このように考えておるわけであります。

そこで現状の砂糖の問題に關しまして、まず第一点としては、このところ砂糖が非常に値上り気味になつておる。これは農林大臣、おわかりのことと思う。そこで糖価の安定について農林省はどういうお考えを持っておるかということをお尋ねしたいと思います。

○井出国務大臣 最近の糖価が非常に高騰をいたして参りまして、国民生活の上にも相当の影響を与へつておるというところは御指摘の通りでございます。政府といたしましてはこれが対策をいろいろ苦慮して参つたわけでありまして、昨年の十一月でございまして、たか、各製糖会社に対して製品の建値がいやしくも市場の恩恵にとらわれていくようなことなく手持ちの原糖を採算価格の上において十分考慮して自給するように、こういう要請をまずいたしたわけでございまして。あるいは政府の手持ちのテンサイ糖の放出という問題につきましても、手を打つたつもりでございまして。さらに砂糖の輸入の面におきまして、外貨予算を追加することによつて、その量を増すという配慮もいたしたわけでございまして。これと台湾の砂糖が一番近間にあるという関係からいたしまして、これに対する配船の手配等も緊急にいたすというふうなことをいたしまして、当面の対策としておるわけでございまして。

○中村(時)委員 あなたのお答えは、具体策というものはただ単に、糖価の安定をねらうために農林省から糖価をある程度安定せよという文書を出したということ、台湾糖の問題で一つ手

を打つたということ、テンサイ糖の放出をするということ、たつた三つしかない。それで果して糖価の安定ができるかといつたら、まことに私は幼稚過ぎると思う。そこで台湾糖の問題に關してお話がありました、これはあつた問題といたしまして、いざね話をお聞きしたいと思つておりました。そこで昨年の末から現在の状況を見ますと、国内糖価は海外相場の変動に左右されておる傾向が非常に強いと思うが、従来はそうでなかった。そのところ、その原因はどこにあるとあなたはお考えおられるか。従来はそうでなかった、ところが今度はそれが出てきた、どういふところにその原因があると思うか。

○井出国務大臣 これは中村さん非常に専門的に御詳しいので、私から申し上げることが御満足いくかどうか存じませんが、やはり何と申しましたも砂糖のよつたな国際商品は海外市況に支配されまして、それによるところのフラクチュエーションが顕著に出て参つた、こういうことだろうと思つて参ります。従来は國際的にも比較的安定をして参りましたが、昨年の秋以來、一つはスエズ問題その他による海運の梗塞、またこれに伴う心理的な面もあつたでございまして、基本的にはやはりキューバにおける早魃でありますとか、欧州におけるテンサイ糖地帯の寒波の襲来でありますとか、こういった関係からやはり減産というものが表面に出て参つた、これに基本的な理由があるのではないかというふうに見ておつておられます。

○中村(時)委員 その通りで、私も大体海外相場と——以前は輸入制限をし

ておつたですね、ところが今度は外貨を非常にふやして直結を海外とする、こういうことになったと思うのです。それが非常に變動の激しい状態になったと、こういうあなたの考え方、これはある意味では正しいと思うのですが、一がいにそれが正しいとは断言できないと思う。たとえば輸入が円滑に行われているならば、単に海外が上ったからといって、国内がそれに対して比率的に上ってくるわけでもないだろう。それはその場合の操作のいかんによつては十分の手当ができるはずで、またそれはしばらくおくとして、このように海外と国内との相場が直結しているときに、国内糖価のみが安定を期し得るとあなた方は考えられているかどうか、これが一点。さらに大体砂糖の海外相場の見通しについては、今後上るかあるいは下るかということは非常にむずかしい問題である。しかしいづれにしても、大幅に變動を行うといふことだけは識者の意見の一致するところであろうと思う。それはあなたが今言われたテンサイ糖の不作の問題、あるいはキューベにおけるところの早魃の問題、そういう問題が原因して、特に八月、九月ごろにおいては、かなり上昇されるという趣きが私には出てくるんじゃないかと思う。こういう事態になつておるときに、一体あなたは国内の糖価をどういうふうにして押えられておか、具体的に考えてみて、そうしてお答えを願いたい。

●井出国務大臣 糖業界の国際的な情報といふものはなかなか入手が困難でございまして、長期の経済展望といふものは必ずしも簡単ではなからうと思ふのであります。私どもの今キヤッチしておる情報から申しますと、糖価高から相当な増産努力といふものも国際的になされておるのではないかと、しかし消費は年々を追つてふえていくという現象もございまして、それとこれとマツチするかどうか問題にございしますが、やはり今後相当に国際高といふことを予想しなければならぬと思ふのであります。何といひましても、こういう国際商品でございまして、ほとんど九六・七%まで海外に依存をしなければならぬ性質の商品でありますから、この糖価高を国内だけで火を消すといふわけには参りますまい。ですからやはり一つは国内のテンサイ糖増産といふこともしなければならぬが、これはなかなか時間にもかかる問題でございまして、そこでやはり輸入をいかにして円滑にするかというあたりに問題がしばられてくるのではなからうか、こういうふうにご考へておる次第でございます。

●中村(時)委員 あなたの御答弁を聞いておりますと、一々問題が起つてくる。ちつとも内容がわかつてない。たとえば来年増産される、それはその通りでしょうが、されるとすれば十二月以降です。私の今言つてゐるのは、八月、九月が最高になりはせぬかと言つてゐる。そのときの処置を具体的にどういうふうにするかといふことを聞いてゐる。それを十二月以降のことを言つてゐる。ポイントがはずれてゐる。そういう答弁では答弁にならないと思ふ。しかしそのことを一々申しません。

●井出国務大臣 糖業界の国際的な情報といふものはなかなか入手が困難でございまして、長期の経済展望といふものは必ずしも簡単ではなからうと思ふのであります。私どもの今キヤッチしておる情報から申しますと、糖価高から相当な増産努力といふものも国際的になされておるのではないかと、しかし消費は年々を追つてふえていくという現象もございまして、それとこれとマツチするかどうか問題にございしますが、やはり今後相当に国際高といふことを予想しなければならぬと思ふのであります。何といひましても、こういう国際商品でございまして、ほとんど九六・七%まで海外に依存をしなければならぬ性質の商品でありますから、この糖価高を国内だけで火を消すといふわけには参りますまい。ですからやはり一つは国内のテンサイ糖増産といふこともしなければならぬが、これはなかなか時間にもかかる問題でございまして、そこでやはり輸入をいかにして円滑にするかというあたりに問題がしばられてくるのではなからうか、こういうふうにご考へておる次第でございます。

●中村(時)委員 あなたの御答弁を聞いておりますと、一々問題が起つてくる。ちつとも内容がわかつてない。たとえば来年増産される、それはその通りでしょうが、されるとすれば十二月以降です。私の今言つてゐるのは、八月、九月が最高になりはせぬかと言つてゐる。そのときの処置を具体的にどういうふうにするかといふことを聞いてゐる。それを十二月以降のことを言つてゐる。ポイントがはずれてゐる。そういう答弁では答弁にならないと思ふ。しかしそのことを一々申しません。

ていないのです。その一円をだれがかぶったかという元卸です。そうして元卸は参っている。そうして自主調整をやらしていったということを、農林省の長官名において、それを認めたところの公文書を出しているはずですが、その公文書をこゝへ出してもらいたい。昨年の八月ごろ出しておるでしょうが。出してないですか。

○小倉政府委員 自主調整とおっしゃいますのは、価格あるいは溶接計画等についての問題だと思いますが、価格につきましてはこれは一応三十一年度の外貨割当とも関連いたしまして、いわば自主的な価格といったようなことで、ある程度の安定帯価格というものを示してございます。それから溶接計画についてもやはり行政上の指導といったしまして、計画的な溶接ができましたように措置いたしております。

○中村(時)委員　もつとはつきり具体的に言うと、昨年の五月か六月に溶糖出荷についての公文書を出してくれということ、業者があなたの方のところに押しかけていって、それを出したはずで、その内容を示してもらいたいです。それは出したのだからあるでしょう。出していないのですか。

○小倉政府委員　ただいま申し上げますように溶糖計画についても指導いたしておりますから、あるいはそういう文書があるかもしれませんが、私あつかないかここで確認できませんが、文書が御必要でございますれば、あとで取り寄せてお知らせいたします。

○中村（時）委員　幾らあなたと私と話しても、あるかないか知りませんと言うが、それに基いて自主調整をしたことに今度の大きな問題の一つの原因が

出てくる。しかも以前藤山勝彦さんが会長をしていて、ソ連へ行ったというので飛ばされてしまいました。たつた一人だけが賛成で、あと全部糖業工業会は反対した。会長が飛んで、会長が空席になった。そして新しく台糖の社長が会長になった。なつたとたんに今度自主調整をしてやっていくんだと発表している。その原因はどこにあるか。あなたが出してやらしているのだ。先ほど言つたように、糖価が下つたときには公文書を出して何とか取めてくれということを言いながら、糖価が下つたときには政府がほんとうに本腰を入れてそういうことをやらしておきながら、一方上つたらもうけつぱなしにしてやらしておる。そういう一方的な行政というものがあるかどうかお聞きしたい。

○小倉政府委員　そういう一方的な行政というものはあるべからざることです。そこで溶糖計画と申しますのは、非常な値下りに対する防止と同時に、また異常な暴騰に対する押えという意味を持っておる性質のものであります。だから今回の春からの値上りという問題につきましては、先ほど大臣からも御答弁がありましたような事情で、国際的な影響が非常に強く出ております。その価格の引き下げと申しますか安定には、われわれもいろいろ苦慮いたしまして、でき得る限りの措置は講じておるのでございます。

○中村(時)委員　そういうようにあなたの方が長官名で独禁法の違反を犯すということができるとは。独禁法でそういうことを認めていますか。禁じていることなんでしょう。あなたはそれに対して一体どう考えているか。あな

たはそういう書類を出したのやら出さぬのやら知りませんと言いながら、事実答弁の中には、私どもが出したのには、糖価の安定をさすために自主調整をやらすことが内容になっております、ということをやっているじゃありませんか。その書類を出してくれと言っている。それが原因となってやっているのです。しかもそのときあなたたは、これは実際に糖価が非常に困るから、そこでそれをさすのですと言いながら、この生産業者が損をしているかというところ、損をしていないということを私は実証したでしょう。そういうふ

うにあなた方が、工業会のいろいろな力によって、その手先のような格好でそれをひう方法をとるということは、それをひうかぶってくるのはみんな消費者なんです。あなた方は砂糖をもらうから——もうかどうか知りませうけれども、一般の人はずうはいかぬのです。だからここで書類を出してもらふことと、それから同時に独禁法とあなたが出した長官通達というものの関連性がどうなっているか、その二点をお聞きしたい。

○小倉政府委員　ただいまの自主調整については問題でございしますが、これはお話のようにやり方によりましては独禁法違反という問題が当然起つて参ります。私どもの措置といたしましては、一種の生産制限をやっておりますのは、一種の生産制限であり生産協定という形でありませんで、各製糖会社が月別に添糖の目標を立てる、そしてその目標によって自主的に砂糖を各社が行なっていくということが計画的にできます方が、むしろ計画的な製糖の出荷になる、こういう趣旨でそれを認めておるのであります。

す。従いましてその溶糖の計画が協定でもって各社を拘束するというふうな意味には理解してないのであります。

○中村(時)委員　そうするとあなたの方の出した公文書を基礎にして自主調整を行なったわけですが、行われた結果の数字がこれだけの格差をもって収入になってきている。そこで工業会の中堅くらのところでも四、五億円ぐらいもうけていると思う。その場合に片一方において下落したときにはてこ入れをしているが、上ったときにはどういうてこ入れをする責任を持つてくれるのですか。

○小倉政府委員　先ほど申し上げましたように、落糖計画は下落を防止するということばかりでなく、上昇ということについても安全弁の役割を果すことを期待しておるのであります。そういうわけでございますので、単に下落を防止するというこのためにのみやっているものではありません。

○中村(時)委員 農林大臣にお聞きしますが、これは詳しいことは一日たっぷりやりたいと思っております。それは御承認願いたいと思います。それで簡単に結論だけ申し上げます。こんな答弁を聞きたかつたのではない。そんな子供相手のような答弁なんか聞きたくない。たとえば価格の安定帯とすることを言っておるが、価格の安定帯とは何を基礎に置いているのか、何を單位にとっておるのか、そういうことすらわかっていない。この前小倉さんと話し合つたが、小倉さんは、わかりませんと言っておる。そういうような状態を再び繰り返そうとは思いませんか、生産費の問題に対してもそういうことが起つてゐる。そこで、おわかり

になったと思うが、今のようないかなる制度じゃ、とてもじゃないけれども前向いては進まない。たとえば工業会に対して中小企業体がどのくらいもっているかというところ、八・七%です。残りは全部工業会がやっている。しかも工業会は全部インポーターを使って割当をもらっているわけです。だから自主的な力が強いわけです。その強いところをもうけるということと引っかけられているんな疑惑を持たれている。たとえばあなたの方の政党に賄金をするとかいろんな問題が起ってくるのです。そこでこのような行政機構を行なってお

ということは組織の上から非常な矛盾が起つてくる。そこで問題としては二つあると思う。一つは専売制度です。一つは食糧と大体同じく、食糧とほとんど同じ値段段なんです。三億何千万ドルくらい使つておつて、食糧と大体同じくらいです。そういう状態になっている。だからこれは当然専売制度をはっきり打ち出してみるのか、あるいは思い切つてあなたの方の自由経済の上に立つて、A A A A 制にしてみるのか、もう一つは、食糧制度の中に入れてはつきりといつた方向を打ち出してみるのか、あるいは公社のようなものを作つて対外的なもの、マツチしながら進めていくのか。私は制度を変えんとすれば四つあると思う。そこであなた方はどうしているのかお聞きしておきたい。

井出国務大臣　ただいまお示しになった四つの考え方は、それぞれ理由があるものがあるでございまして、われわれの方といつてしまつても、

たとえば専売制をどういうふうに行うか、あるいはA A制に切りかえた場合には一体どうなるか、もし食糧會計がこれを扱って全面的に扱うことができないかどうかにも問題はありますが、ある部分を国の力で留保してこれが専売の役をするというふうなことも考えられると思います。いろいろのケースを検討をしておるのでございすが、一長一短と申しましようか、まだほんとうに踏み切るといふところまでいかないうる重要な要素がございまして、目下研究をいたしておる次第でございします。

○中村(時)委員 あなたは検討検討と言ふけれども、だいたいこれは見当違いだと思ふのです。というのはあなたの方で、すでに河野さんは以前に食糧制度としてこの打ち方をしようとして問題を起しておる。水田さんはA A制にしたい、こういうふうな考えを持て、そういう党内におけるところの調整がでないです。ではや二年以上たてておるのです。だから検討は十分にできておる。それを検討いたします。だからそれはあなたの見当違いです。だからそういうところを十分考慮されて、これは大体先ほど芳賀さんがおっしゃった北海道の問題でも結論は腹の中ではなくておると思う。それすら発表もし切れないというあなたの人格といひますか、強さといひますか、弱さといひますか、そこらの結論は私にはわかりませんけれども、はっきりしてしまつてほしい。はっきりすればどつちでもよいのです。私たちは基本的に専売制度にしていくのが正しいと思つておる。しかし今の客観情勢から見ても無理だから、食糧制度にでもしていきな

とていふか、あるいはA A制に切りかえた場合には一体どうなるか、もし食糧會計がこれを扱って全面的に扱うことができないかどうかにも問題はありますが、ある部分を国の力で留保してこれが専売の役をするというふうなことも考えられると思います。いろいろのケースを検討をしておるのでございすが、一長一短と申しましようか、まだほんとうに踏み切るといふところまでいかないうる重要な要素がございまして、目下研究をいたしておる次第でございします。

希望を持っておる。しかしあなたの方の立場からすれば、A A制にしなければ自由経済からいつて不可じやないかという意見であればA A制でもけっこう。なぜならば私たちが数で負けるのですから……。しかしこのこと自身が今の制度よりも糖価の安定になるというだけでははつきりしておる。それだけではあなたに認められるかどうか。

○井出(時)委員 いろいろの方式をおっしゃられました。先ほど申し上げたように、それぞれ長所がある。と同時に短所もございします。さうな次第であります。もうしばらくこれはかすに時間をもちていただきた。

○中村(時)委員 それでは一つ最後にお尋ねしておきたい。それは今の制度は長所もあれば短所もあります。それはあなたにいろいろ言われなくつたて、みなわかつておる。そこで今の制度よりも、たとえばA A制にするなり、食糧制にするなり、その方がよいかどうか、今の制度と対比してあなたのお考え方だけ聞いておきたい。

○井出(時)委員 これは中村さんに申し上げるのですが、たとえば専売制という方向とA A制という方向は百八十八度違う方向であるわけであり。それは糖価安定対策としては共通性があるかもしれないが、そういう角度の違つたいろいろな方式といふものを選ぶに当りまして、しかる簡単ないかないことはおわかりいただけと思ふのです。そういうふうな意味で私は先ほど申し上げましたように、この国際糖価高の現象といふものが、きわめて短期間に現われて、昨年の秋の國際砂糖會議の際には、どちらかといへば輸出の立場を考へる會議である、この春

になつて打つて変わつて今度は輸入國の立場で考へる會議になつてしまつたといふような、非常に短期間に現われて参つた現象でございします。で、その簡単に割り切つて、もしそれで大きな誤りを犯したのでは大へんでございしますから、十分な検討をさしていただきたいのでございします。

○中村(時)委員 質問のポイントだけ簡潔に言つてもらへばよいのです。それじゃ一点お聞きしますが、あなた方が今の資本主義経済として考へている場合に、A A制にすればあなたが説明するまでもなく、たとえばインボーターの一時の犠牲があるでしょう。中小企業の一時的犠牲が出るでしょう。そういうことは百も知つてゐるので。ただし今の状態よりも糖価の安定。小倉さんに言われたら安定帯と申しますか、安定するだらうと思ふのですが、そういう見方だけではないのです。そういう考え方を整理しておいてもらいたい、これは今始まつたことではないのです。見当違いの答えを聞いても仕方がない。

○中村(時)委員 じゃあなたにお尋ねしますけれども、一昨年ブラジルと協定を結んで船が行きましたところが、あなたに入りました。こういう実績がブラジルには残つておるのです。その協定は残つておるのに、ブラジルから入りますといふことを発表するのはどういふわけですか。

○斎藤(時)委員 だいたいのブラジルについて決定的に発表したいということ。は私通産省からまだ聞いておりません。○中村(時)委員 ほとんどきまつていますよ。十六万四千トンの中で三万トン入れます。ということは、関心を持てゐる人はほとんど全部が知つていますよ。ところが一昨年であつたか、要するに協定ができて契約ができて、その結果でなければなりません。と云つておる。工業会の連中はみな知つています。工業会とあなた方は強いつながりを持ておるのです。それでなかつたら知る道理がないでしょう。

○斎藤(時)委員 今申し上げましたように、ブラジル糖の輸入問題についてはインボーターなりあるいは相手國から入りにつきまして、具体的な話は先刻申し上げた通りであります。しかしブラ

ラジル糖をいつだけの数量を入れるといふような決定はいたしておりません。○中村(時)委員 もう深追いはいたしません。ただブラジルから買え買えと言ふが、こういう危険な状態のブラジルから、以前に契約破棄までしてゐるようなところから、故意にどうしてもブラジルじゃなかつたらいけないからといふのはどういふわけですか。通産局おそく農林省も一枚加わつておると思う。その工業会に対してこのブラジルから買えといふことを一生懸命言つておる、そんなばかな話があるものじゃない、そういう点は大

臣はよく注意しておつていただきた。中小企業に對してもいろいろの手を使つていろいろな方法をとつておりますが、それを向上させることは絶対賛成です。しかしその内容の検討は十分しておつていただきた。

それから最後に、たとえば今工業会においても、いよいよこれから買付はもう糖価が高くなつてゐるんだといつてごまかしておる、その買付の高くなるのは四月以降のものなんです。一月、二月、三月までは以前のスリッページと在庫量とそれによつてどの程度購入しておるかと云つて、こういう程度で購入しておるのです。たとえば三十一年度の四月以降からずっと平均をとつてみますと、大体百ドル内外です。それが今年三十一年度の十月以降本年度の一、二、三月は幾らかかといひましたら、これは数量をあげてもあるいは輸入地域をあげてもよいですけれども、こまかいことは申しませんが、大体百七ドルぐらいです。ところが今買

すから百六十ドル、こう言っておる、ですから損をしておるのですと言つてあなた方に陳情しておる、ところが実質は四月物は絶対赤字を出さない状態です。もうけつぱなしです。天井知らずです。神武以来の景気というのはそれを言つておるのです。そういう状態にあるということをよくお知りになつた上で、今申しましたあなたの結論がどういふふうになるか知らないが、今のような状態ではもうけるやつはもうけつぱなし、損をするやつは政府がおだてられてしまつて長官命を出してみるとか通達を出してみるとか、そういう一方的な処置を講じておる、これが第一点。

第二点は、今言つた中小企業との配分状態において、片方はわずかに八・七％残りは全部工業会がとつておる、こういう変異な状況をとつて、ある意味からいへば言いたくないけれども、これで資本家に奉仕していいとはいへないと思ふ。そこでその基本をはつきりしておいていただきたい。この二点を忠告並びにこの次までには考へておいていただきたいということをもつて、私の質問は時間がないので一応終りますけれども、これは十分に委員長にお願いしておきたいのは、参事人を呼ばなければならぬいろいろ疑義を持った事件もたくさんあります。同時に今言つたように、時間を十分いただいて次の機会に譲つていきたいと思ひます。それを委員長にくれぐれもお願ひしておきます。

○小枝委員長 中村委員のお申し出につきましては、適当な機会に一つ理事会で相談いたしまして、その機会を取り計らいたいと思つております。さう御了承願ひします。

○稲富委員 食糧庁長官に先刻お願いしました答弁でまだ漏れております不良米輸入に関する問題の答弁をお願いいたします。

○小倉政府委員 二つございまして、一つは日通の事務処理の問題でございしますが、これは契約書の記録になつておりますものに貨車輸送、船舶輸送別々になつておりますが、おのおの着地諸掛りというものがその中にございします。その中に一俵当り三円二十銭ばかり積算の中に入つておるわけでございします。

それから外米の關係につきまして、不良品の關係でございしますが、これは会社別、国別というお尋ねでございしますので、これはなかなか調べるのは容易じゃございせんので、全部は網羅いたしておりませんが、たとえばビルマ米についての昨年の一月から十二月までの概況を申し上げますと……。

○稲富委員 資料としていただきたい。

○小倉政府委員 それでは資料としてまとめあつて御提出いたします。

○小枝委員長 それでは井出農林大臣に対する農林水産業の基本施策についての質疑はこの程度にとどめます。

○小枝委員長 次に去る二月四日付託になりました開拓融資保証法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査に入ります。

まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。八木農林政務次官

律第九十一号の一を次のように改正する。

第五條第二項中「二億五千万円」を「二億八千万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 開拓融資保証法第五條第二項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十三年度において出資するものとする。

○八木政府委員 開拓融資保証法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

戦後開拓地に入植した開拓農家は、おおむね良好とはいへない立地条件のもとで、たび重なる天災に災ひされながらも、主として畑作経営を行い、日夜奮闘に精進し、その成果は期すべきものがありますが、開拓農家の営農を一段と促進し、これを確立するためには十分な営農資金の調達が必要であります。

昭和二十二年以来現在まで、政府は、開拓農家に対し、農機具、家畜等の基本的な生産手段を調達するための長期営農資金については、開拓者資金融通法により政府より直接融通しておりましたが、さらに短期の流通資金たとえば肥料、飼料、種苗等の購入に要する資金につきましては、農業者手形制度の利用が困難なために、昭和二十八年開拓融資保証法を施行し、中央、地方に開拓融資保証協会を設立して、開拓農家の債務を保証することによつて、円滑な資金の融通をはかつてきたのであります。しかしながら、開拓農家の農業経営を充実安定させるには、その立地条件

のもとにおいては、特に家畜を導入しなければならぬ現状にあります。大家畜の導入につきましては、すでに、開拓者資金融通法等によつて、その道が開かれておりますが、今般中小家畜につきまして、この融資保証制度によつて、所要の資金の融通増加をはかることが適当と考えますので、これがため、中央保証協会に対する政府の出資が従来二億五千万円でありましたのをさらに三千万円増額して二億八千万円とし、従来の肥料、飼料、種苗等の購入資金の確保をはかるほか、中小家畜の導入を積極的にをはかるための資金の確保をしようとするものであります。

以上がこの法案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○小枝委員長 次に二月四日付託となりました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について議題といたし、審査に入ります。

まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。八木農林政務次官。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四條中「四百七十六億七千万円」を「五百四十六億七千万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法第四條の改

正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十三年度において出資するものとする。

○八木政府委員 ただいま提案になりました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農林漁業金融公庫は、その設立以来四年、その前身である農林漁業資金通特別会計時代をも通算いたしますとすでに六年間にわたり農林漁業者とその組織する農林水産業団体、土地改良区等に対し、農林漁業の生産力を維持増進するために必要な資金を、長期かつ低利で融通して参りましたことは、各位のよく御承知の通りであります。

この間に同公庫が貸し付けました資金の総額は、千四百五十六億六千円に上つており、昭和三十一年度末現在の融資残高は、九百九十六億六千円以上に達する見込みであります。

昭和三十三年度におきましては、前年度に引き続き、食糧増産等要農林漁業施策に呼応して、土地改良事業、漁船の建造等に要する農林漁業の生産施設資金の融通を行うことといたしてあり、三十二年度における公庫の融資総額は、全体として、三百五十億円であります。前年度に比較いたしますと六十億円の増加になっております。この三百五十億円の貸付を行うための原資は、産業投資特別会計からの出資金七十億円、回収金百億円、資金運用部からの借入金六十三億円と簡易生命保険及び郵便年金特別会計からの借入金百十七億円となっております。

従ひまして、政府の産業投資特別会計から七十億円の出資をするため、農

○小枝委員長 次に二月十二日付託になりました天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案、三月五日付託になりました開拓當農振臨時措置法案、三月六日付託になりました土地改良法の一部を改正する法律案、以上の内閣提出にかかる各法律案を順次議題といたし、審査に入ります。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に
対する資金の融通に関する暫定
措置法の一部を改正する法律

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「この項」を「この項、次項及び第五項」に、「その農作物又は藪の減収量がその者の平

年における収獲量」を「農作物又は
蘭の減収量がその農作又は蘭の平
年における收穫量」に、「天災に
よりその生産する薪炭（原木を含
む）、木材、林業用種苗その他の林産
物が流失した等のためその者による
平年における総収入額の百分の十以
上の損失を被つた旨又はその所有す
る炭がま、しいたけはだ木、わさび
育成施設若しくは樹苗育成施設が流
失し、損壊した等のため著しい被害
を被つた旨」を「天災による薪炭
（薪炭原木を含む）、木材、林業用
種苗その他の林産物の流失等による
損失額がその者の平年における林業
による総収入額の百分の十以上であ
る旨又は天災によるその所有する炭
がま、しいたけはだ木、わさび育成
施設若しくは樹苗育成施設の流失、
損壊等による損失額が当該施設の被
害時における価額の百分の五十以上
である旨」に、「天災によりその生
産する魚類、貝類若しくは海そう類
が流失した等のため著しい被害を被
つた旨又はその所有する漁船、漁員
が沈没し、流失し、滅失し、損壊し
た等のため著しい被害を被つた旨」
を「天災による魚類、貝類及び海そ
う類の流失等による損失額がその者
の平年における漁業による総収入額
の百分の十以上である旨又は天災に
よるその所有する漁船（政令で定め
るものを除く。次項において同じ。）
若しくは漁具（政令で定めるものを
除く。次項において同じ。）の沈没、
流失、滅失、損壊等による損失額が
当該施設の被害における価額の百分
の五十以上である旨に改める。

第二条第五項を同条第七項とし、

同条第四項中「前項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項第一号中「牛又は馬を所有する被害農業者に貸し付けられる場合は、その額に更に三万円を加えた額」を「乳牛を所有する被害農業者に貸し付けられる場合はその額に五万円を、乳牛以外の牛又は馬を所有する被害農業者に貸し付けられる場合はその額に三万円を加えた額」に改め、同項第三号中「政令で指定する地域における被害農林漁業者に貸し付けられる場合」を「特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業若しくは林業を営むもの又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有するものに貸し付けられる場合（漁具の購入資金として貸し付けられる場合のうち政令で定める場合を除く。）」に改め、「開拓者」の下に「特別被害地域内において農業を営む特別被害農業者を除く。」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項に規定する特別被害地域は、特別被害農業者については第一号、特別被害林業者については第二号、特別被害漁業者については第三号に掲げる区域とする。

一 政令で定める都道府県の区域内の旧市町村の区域（昭和二十八年九月三十日現在における市町村の区域をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部又はその都道府県の区域内の耕地面積が十町歩以上である開拓地区の区域であつて、その区域内において農業を営む被害

農業者中に含まれる該大災に係る特別被害農業者の数が当該被害農業者の数の百分の十以上である区域のうち、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて指定する区域

内、旧市町村の区域の全部若しくは一部であつて、その区域内において林業を営む被害林業者の中に含まれる当該天災に係る特別被害林業者の数が当該被害林業者の数の百分の十以上である区域のち、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて指定する区域

三 政令で定める都道府県内の旧市町村の区域の全部若しくは一部であつて、その区域内に住所を有する被害漁業者中に含まれる当該天災に係る特別被害漁業者の数が当該被害漁業者の数の百分の十以上である区域のうち、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて指定する区域

第二條第二項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「特別被害農業業者」とは、被害農業業者であつて、天災による農作物及び繭の減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の五十（開拓者にあつては百分の三十）以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいい、「特別被害林業者」とは、被害林業者であつて、天災による薪炭（薪炭用

木を含む）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額がその者の平年における林業による総収入額の百分の五十以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほたて木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の百分の七十以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいい、「特別被害漁業者」とは、被害漁業者であつて、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額がその者の平年における漁業による総収入額の百分の五十以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の百分の七十以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいう。

第三条第一項第一号から第五号までを次のように改める。

一 市町村が、組合又は金融機関との契約により、当該組合又は当該金融機関が貸し付けた経営資金につき利子補給を行うのに要する経費の一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

二 都道府県が、組合又は金融機関との契約により、当該組合又は当該金融機関が貸し付けた経営資金につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

三 市町村が、組合又は金融機関との契約により、当該組合又は

当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償するのに要する経費の百分の八十以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 都道府県が、組合又は金融機関との契約により、当該組合又は当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

五 市町村が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

第三項第一号及び第二号を「前項第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に改め、同項第一号中「農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会」を「組合、連合会」に改め、同条第三項中「第一号及び第二号」を「第一号第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に改める。

で、第十一号及び第十二号を「前項第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に改め、同項第一号中「農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会」を「組合、連合会」に改め、同条第三項中「第一号及び第二号」を「第一号第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に改める。

第四項第二号中「同項第一号から第四号まで、第九号及び第十号」を「同項第一号、第二号、第七号及び第八号」に、「二分の一に相当する額」を「百分の五十に相当する額」に、「同項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号」を「同項第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に、「同項第一号から第四号までの経費」を「同項第一号及び第二号の経費」に、「第二号第三項第三号」を「第二号第四項第三号」に、「二分の一又は」を「百分の五十に相当する額又は」に、「当該利子補給額から当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額を控除した額」を「当該利子補給額の百分の六十五に相当する額」に改める。

第七項の次に次の一条を加える。
(権限の委任)
第七項の次に次の一条を加える。

第八條 前条第一項の規定による農林大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、同日前に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二條第一項の規定による指定のあつた天災に関しては、なお従前の例による。

開拓官農振臨時措置法案
開拓官農振臨時措置法

(目的)

第一條 この法律は、官農の基礎が不安定な開拓者が協同して自主的にその官農の改善を図らうとする場合に、これに必要な助成等の措置を講ずることにより、これらの開拓者に官農の基礎を確立させ、もつて開拓地における農業の健全な発展に資することを目的とする。

(開拓官農振興組合)

第二條 この法律で「開拓官農振興組合」とは、その組合員たる開拓者で次の各号の一に該当するものの数が農林省令で定める基準に達している旨の都道府県知事の認定を受けた農業協同組合であつて、当該開拓者からの申請に基づき、政令で定めるところにより、總會の議決を経て、振興計画（これらの開拓者の官農条件を改善するため当該農業協同組合が行うべき措置について定める計画をいう。以下同じ。）をたて、当該振興計画に

つき都道府県知事の承認を受けているものをいう。

一 その配分を受けた土地の自然的条件の劣悪、開墾建設工事の遅滞その他その者の責に帰することができない理由により、農業生産の基礎的條件の整備が遅延しているため、農業による総収入額が農林省令で定める基準に達しないこと。

二 その者の負債で農林省令で定めるものの年間要償還額が農林省令で定める基準をこえていること。

2 前項の振興計画は、農林省令で定めるところにより、同項に規定する開拓者の作成する官農改善計画に基づき、次の各号に掲げる事項について定めるものとし、当該振興計画についての同項の承認の申請は、昭和三十四年三月三十一日までにするものとする。

一 官農改善計画の達成に必要な開墾建設工事、開墾作業等農業生産の基礎的條件の整備に関する事項

二 官農改善計画の達成に必要な資金の調達及び償還に関する事項

三 前二号に掲げる事項について国、地方公共団体、金融機関等から受けようとする援助に関する事項

四 その他農林省令で定める事項

(国の助成措置)
第三條 政府は、都道府県が、農林中央金庫又は政令で定める農業協同組合連合会（以下「融資機関」と総称する。）との契約により、当

該融資機関が官農改善資金を貸し付けようとする開拓官農振興組合に對し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該融資機関に對し利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費の一部を、毎年度、予算の範囲内において、当該都道府県に對し補助することができ。

2 前項に規定する官農改善資金は、開拓官農振興組合が、第二條第一項に規定する開拓者に対し、当該開拓者が当該組合から借り入れた災害に係る経営資金（その経営資金の貸付に充てるための資金を、農業協同組合連合会が、都道府県との契約により利子補給又は損失補償を受けることを条件として当該組合に貸し付けた場合に、当該開拓者が当該組合からその貸付金の使途に従つて貸付を受けた経営資金で政令で定めるものに限る。）の返済に充てるために必要な資金として利率年五分五厘以内（政令で定める場合は、年三分五厘以内）及び政令で定めるその他の条件で貸し付ける資金とする。

3 第一項の規定により政府が都道府県に對して交付する補助金の額は、当該利子補給額の百分の五十に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とする。ただし、貸付金の利率が前項の規定により年三分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては、当該利子補給額の百分の六十

第四条 政府は、都道府県が、融資機関との契約により、当該融資機関が前条第一項に規定する官農改善資金を貸し付けようとする開拓官農振興組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該融資機関に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費の一部を、毎年度、予算の範囲内において、当該都道府県に対し補助することができ。

2 前項の契約は、その契約条項中に次の各号に掲げる事項を含むものでなければならぬ。

一 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならぬこと。

二 融資機關は、当該契約による損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回復によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これで当該融資につき損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県に納付しなければならない」と。

（政府への納付金）

第五條 前條第一項の規定により補償金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約条項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(国及び都道府県の援助)

第六条 国及び都道府県は、第三条及び第四条に規定する助成措置のほか、開拓官農振興組合に対し、その振興計画の達成に資するため必要な援助に努めるものとする。

第七條 開拓官農振興組合の組合員たる第二條第一項に規定する開拓者から、農林省令で定めるところにより、その者が旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号。以下「措置法」という。第四十一条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は同条第四項で準用する措置法第二十八條の規定（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号。以下「施行法」という。）第三條の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。）（買収した未墾地の売渡）により売渡を受けた土地、權利又は立木、工作物その他の物件（採草放牧地にあつては、措置法第四十条の六第一項（開発して農地とすべ

2 前項に規定する土地、権利又は立木、工作物その他の物件で同項の申請に係るものについて施行法第十二条前段の規定により農地法第七十二条第一項ただし書（買戻）、第七十三条第一項（処分制限）及び第七十四条（適用除外）の規定を適用する場合には、施行法第十二条後段の規定にかかわらず、これらの規定中「第六十七条第一項第六号の時期」とあるのは、「開拓官農振興臨時措置法（昭和三十三年法律第 号）第七條第一項の規定により都道府県知事が指定する期日」と読み替えるものとする。

第八條 前條第一項に規定する土地で同項の申請に係るもの（農地となつたものに限る。）のうちその売

この法律は、公布の日から施行する。

附員

土地改良法の一部を改正する法律

案

土地改良法の一部を改正する法律

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

四條の九に、「
第五章
第六章
補則（第百
監督（第百
罰則（第百

十二條―第百三十一條）を「第四
十三條―第百三十六條）を第五
十七條―第百四十五條）を第六

章土地改良事業団体連合会(第百
章補則(第百二十二条、第百三十一
章監督(第百三十二条、第百四十
章罰則(第百三十七条、第百四十
十一条の二―第百十一条の二十三)

六条）
五条）
に改める。
第三条第四項中「農地法」を「第
九十四条の八第六項又は農地法」に

改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条第一項を次のように改める。

「第廿三条第二項に於て書中「四」を「二年」に改め、同条第十項に後段として次のように加ふる。

役員の名氏又は住所に変更を生じたときも、また同様とする。

十人以上」を「三十人以上」に「六十人以上」を「四十人以上」に「八十人以上」を「六十人以上」に「百人以上」を「八十人以上」に改め

第二十九条の二の次に次の一条を加える。

(仮理事の選任等)

第二十九条の三 役員の職務を行う者がないときは、置帯により員書を主

ずるおそれがある場合において、組合員その他利害関係を有する者の請求があつたときは、都道府県知事は、仮理事を選任し、又は役員を選任するための總會を招集し

2 前項の總會の招集については、第二十八条及び第四十五条の規定を適用する。

第三十一条第二項中「第二十八條」の下に「(第二十九條の第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十二條第一項中「定款又は規約」を「又は定款」に改める。

第三十三條第二号中「又は変更」を「若しくは変更又は土地改良事業の廃止」に改める。

第三十四條中「第二十八條」の下に「(第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条ただし書中「定款」を「第二十九條の三第一項の規定により招集される總會以外の總會については、定款」に改める。

第三十六條第一項中「第九十條第三項又は第九十一條後段」を「第九十條第四項又は第九十一條第一項後段」に改める。

第三十八條中「(第四十二條第二項の規定による決済により徴収すべき金銭を含む。)、前条の過怠金又は換地計画若しくは交換分合計画において定める清算金」を「、第四十二條第二項の規定による決済により徴収すべき金銭及び換地計画又は交換分合計画において定める清算金(以下次条までにおいて「賦課金等」と總称する。)、及び賦課金等に係る延滞金並びにその延滞金以外の前条の過怠金」に改める。

し、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 土地改良区は、夫役現品の賦課を受けて定期内にその履行をせず、且つ、夫役現品に代るべき金銭を納付しない者がある場合又は夫役現品若しくはこれに代るべき金銭に係る延滞金を納付しない者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならぬ。この場合において、当該夫役又は現品の必要が既になくなつているときその他特別の事情があるときは、当該夫役又は現品に代るべき金銭につき、期限を指定してその納付を請求しなければならぬ。

3 土地改良区は、前二項の規定による督促又は請求をした場合において、その督促又は請求を受けた者がその督促又は請求を受けた期限までにこれを完納せず、又は履行しないときは、市町村に対して、その徴収(夫役又は現品については、これに代るべき金銭の徴収)を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による請求があつた場合には、地方税の滞納処分の例によりこれを処分する。この場合には、土地改良区は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

7 第一項又は第二項の督促は、民法第五百十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第四十條第一項中「必要がある場合には」の下に「、都道府県知事の認可を受け」を加え、同項に次のたし書を加える。

但し、当該事業年度内において償還する借入金の借入については、都道府県知事の認可を受けることを要しない。

第五十二條第五項中「第三十四條」を「第三十四條本文」に改める。

第五十三條第四項中「その額並びに支払の方法」を「当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収の方法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十三條の二 換地計画においては、従前の土地の所有者でその者の当該換地計画に係る従前の土地の面積の合計が政令で定める面積をこえないものからの申出があつた場合には、その申出に係る従前の土地については、前条第一項の規定にかかわらず、その土地に照応する換地を定めなければならない。この場合において、その換地を定めぬ土地については地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者があるときは、土地改良区は、換地を定めぬことについてこれらの者の同意を得なければならない。

2 前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。

第五十四條第一項中「公告があつたときから従前の土地とみなす。」を「公告があつた日の翌日から従前の土地とみなされるものとし、換地計画において換地を定めなかつた従前の土地について存する権利は、その公告があつた日が終了した時に消滅するものとする。」に改める。

第五十六條第三項中「第六條第二項」を「第八條第二項」に改める。

第六十七條第一項第二号を次のように改める。

二 第二百三十五條第一項の規定による解散命令

第八十五條第三項中「これを關係都道府県知事に提出しなければならない。」を「これを、國営土地改良事業に於ては關係都道府県知事を経由して農林大臣に、都道府県営土地改良事業に於ては關係都道府県知事に提出しなければならない。」に改め、同条に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、國営土地改良事業に係る前項の規定による書類の提出を受けたときは、当該書類に、当該事業の適否についての意見を記載した書面を添附し、これを農林大臣に提出しなければならない。

第八十六條の見出しを「(適否の決定)」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を「農林大臣又は都道府県知事」に改め、「國営土地改良事業又は」を削り、「事項につき予備審査を行わなければならない。」を「土地改良事業の適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。」に改め、同条第二項から第六項までを削る。

第八十七條第一項中「農林大臣が前条第六項の規定による進達があつた場合においてその進達に係る事項を相当と認めるとき、又は都道府県知事が同条第五項の規定により進達とする旨の決定をしたときは」を「前条の規定により申請に係る土地改良事業につき進達とする旨の決定をしたときは」に改め、「進達又は」を削る。

第八十七條の二第二項を次のように改める。

2 國又は都道府県は、前項に規定するものの外、第八十五條第一項の規定による申請がない場合でも、土地改良事業計画を定めて左に掲げる土地改良事業を行うことができる。

一 前項の規定により土地改良事業を行う場合において、同項の事業に附帯して、その事業の施行に係る地域の近傍の土地について第二條第二項第一号又は第三号に掲げる事業を行うことにより、土地改良事業の効率が著しく高められ、且つ、その土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるときにおけるその同項第一号又は第三号に掲げる事業

二 発電事業、水道事業その他公共の利益となる事業の用に供する施設で政令で定めるものの建設工事とあわせて第二條第二項第一号又は第三号に掲げる事業の工事の全部又は一部を行うことにより、土地改良事業の効率が著しく高められ、且つ、その事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するとともに、国土資源の総合的な開発に資することが明らかである場合におけるその同項

第三号に掲げる事業

第一号又は第三号に掲げる事業
第八十八条の次に次の一条を加える。

(特定土地改良工事)

第八十八条の二 国は、左に掲げる土地改良事業の工事を行う場合において、その工事の完了を促進するため特に必要があるときは、別に法律で定めるところにより、その工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とすることができ。

一 かんがい、排水施設の新設又は変更で政令で定めるもの

二 第二条第二項第四号に掲げる事業

三 第一号に掲げる事業によつて生じた施設(第九十四条の六の規定により都道府県又は土地改良区等に管理させているものを除く)についての災害復旧

第九十条第二項中「政令の定めるところにより」の下に「、条例で」を加え、同条第七項を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第三項」を「、第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項又は前項」に改め、「負担金」の下に「(第三項の規定による負担金に代えて前項の規定により徴収するものを除く)」を加え、同項を同条第五項とする。

第九十条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業

(公有水面埋立法により行うものその他国の所有に属する土地について行うものに限る。以下同じ。)に係る第一項の規定による負担金については、前項の規定による外、都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、第九十四条の八第四項の規定により土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徴収することができる。

第九十一条中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による分担金を徴収する条例については、地方自治法第二百七十七条第三項(分担金に関する公聴会)の規定は、適用しない。

第九十二条中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。

第九十四条第一項中「普通財産であるもの」の下に「(以下「土地改良財産」という。))」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて生じた土地

三 国営土地改良事業のために取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件(農地法によつて買収した土地、権利及び物件を除く。)

第九十四条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の八条を加える。

第九十四条の二 農林大臣は、国営土地改良事業において道路又は水路(これらの附属物を含む。以下この条において同じ。)の付替工事を行つたときは、その付替工事によつて生じた道路又は水路を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件を付替工事によつて用途を廃止された道路又は水路を構成する土地又は工作物その他の物件と交換することができる。

第九十四条の三 農林大臣は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による路線の認定を得られない道路(その附属物を含む。)を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件を、当該道路の用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、土地改良区、市町村その他農林大臣の指定する者(次条及び第九十四条の六において「土地改良区等」という。)に譲与することができる。

2 農林大臣は、第二百二十二条第一項の規定による補償に相当する金額の範囲内で、当該補償に代え国営土地改良事業の一部として行う工事によつて生じた土地改良財産たる工作物その他の物件を同項の規定により補償を受けるべき者に譲与することができる。

第九十四条の四 農林大臣は、左に掲げる場合には、土地改良財産たる用排水機を土地改良区等に譲与することができる。

一 土地改良区等において管理の費用を負担した用排水機でその用途を廃止したものをその負担した費用の額の範囲内において

当該土地改良区等に譲与するもの

二 土地改良区等の寄附に係る用排水機でその用途を廃止したものをその寄附者たる土地改良区等に譲与するもの。但し、寄附の際特約をした場合を除く外、寄附を受けた後二十年を経過したものである限りでない。

第九十四条の五 農林大臣は、土地改良財産につき、国営土地改良事業の施行に係る地域ごとに、左に掲げる事項を記載した土地改良財産台帳を備えておかなければならない。

一 国営土地改良事業の種類及び地域名

二 土地改良財産の所在、種類、構造及び規模

三 購入又は収用に係る土地改良財産については、その種類ごとの購入価格又は補償金額

四 得喪変更(管理の委託を含む。)の年月日及び事由

五 その他必要な事項

2 前項の土地改良財産台帳は、国営土地改良法(昭和二十三年法律第七十三号)第三十二条に規定する台帳に代るものとし、その様式は、農林大臣が大蔵大臣と協議して定める。

第九十四条の六 農林大臣は、土地改良財産(第九十四条第二号に掲げる土地を除く。)を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

条の規定による管理の委託を含む。又は処分について必要な事項は、政令で定める。

第九十四条の八 農林大臣は、第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業により造成されるべき埋立地又は干拓地(以下「埋立予定地」という。)について、政令の定めるところにより、その事業の完了前、地区ごとに土地配分計画をたて、これに基づき、埋立予定地の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告に係る埋立予定地につき第四項の規定により所有権を取得しようとする者は、その公告の日から起算して三十日以内に、省令で定める手続により、配分申込書を農林大臣に提出しなければならない。

3 農林大臣は、政令の定めるところにより、前項の規定により配分申込書の提出をした者で自作農として農業に精進する見込のあるもののうちから適当と認められる者を選定し、その者に左に掲げる事項を記載した配分通知書を交付する。但し、その地区内で農業を営む者の生活上若しくは農業経営上必要で欠くことができない業務に従事する者又は農業協同組合、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共団体から前項の規定により配分申込書の提出があつた場合において、農林大臣がその者に配分することを相当と認めたときは、これらの者に對しても配分通知書を交付することができる。

- 一 配分を受ける者の氏名又は名称及び住所
 - 二 配分する埋立予定地の所在の場所及び面積
 - 三 土地の用途
 - 四 配分の条件
 - 五 第六項の規定による使用をさせる場合にあっては、使用期間及び条件
 - 六 その他省令で定める事項
- 4 前項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を含む地域に係る当該土地改良事業の完了の期日において、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該埋立地又は干拓地につき国の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その国の所有権は消滅する。
- 5 前項の完了の期日は、公有水面埋立法によつて造成される埋立地又は干拓地については、同法第四十二条第二項の規定により竣功の通知をする日とし、その他の埋立地又は干拓地については、その埋立地又は干拓地とあわせて同法によつて造成される埋立地又は干拓地がある場合にはその同法によつて造成される埋立地又は干拓地について同項の規定により竣功の通知をする日、その他の場合には竣功の期日として農林大臣の定める日とする。
- 6 農林大臣は、第三項の規定による配分通知書の交付を受けた者に対し、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を農林大臣の

定める条件で使用させることができる。

7 前項の規定による埋立予定地の使用は、無償とする。

第九十四条の九 第九十四条から前条までの規定による農林大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

第九十五条第二項中「概要を定め」を「概要を公告して」に改め、同条第三項中「第六条から第九条まで」を「第七条から第九条まで」に改める。

第九十六条中「前条」を「第九十五条」に改める。

第九十六条の二第三項中「第六条から第九条まで」を「第七条から第九条まで」に改め、同条第四項の規定により決定をする場合（当該市町村が行おうとする土地改良事業が、かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の管理のみを内容とするものであるときは、前項において準用する第八條第一項の規定により決定をする場合）を「第八條第一項の規定により決定をする場合」に改める。

第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 土地改良事業団体連合会

(目的)

第百十一条の二 土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）は、土地改良事業を行う者（国、都道府県及び第九十五条第

一項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者を除く。以下この章において同じ。）の協同組織により、土地改良事業の適切なかつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。

(法人格)

第百十一条の三 連合会は、法人とする。

(原則)

第百十一条の四 連合会は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 会員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 会員の議決権が平等であること。

(種類)

第百十一条の五 連合会は、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）及び全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）とする。

(名称)

第百十一条の六 連合会は、その名称中に土地改良事業団体連合会という文字を用いなければならない。

2 連合会でない者は、その名称中に土地改良事業団体連合会という文字を用いてはならない。

(地区)

第百十一条の七 地方連合会の地区は、都道府県の区域により、全国連合会の地区は、全国とする。

(登記)

第百十一条の八 連合会は、政令で

定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(事業)

第百十一条の九 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 会員の行う土地改良事業に関する技術的援助
- 二 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- 三 土地改良事業に関する調査及び研究
- 四 全国連合会にあっては会員たる地方連合会の事業の指導
- 五 前各号に掲げる事業のほか、第百十一条の二の目的を達成するため必要な事業

(会員の資格)

第百十一条の十 地方連合会の会員たる資格を有する者は、地方連合会の地区内において土地改良事業を行う者であつて定款で定めるものとする。

2 全国連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

- 一 その施行に係る地域が二以上の都道府県の区域にわたる土地改良事業その他その施行に係る地域内の土地の面積が省令で定める面積をこえる土地改良事業を行う者
- 二 地方連合会

(設立)

第百十一条の十一 連合会を設立するには、その会員にならうとする

五人以上の者が発起人となることを要する。

- 2 発起人は、定款を作成しなければならない。
- 3 定款には、発起人が署名するものとする。

第百十一条の十二 発起人は、定款を作成したときは、会日の二週間前までに、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

- 2 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。
- 3 創立総会では、定款を修正することができ。
- 4 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者でその開会までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
- 5 創立総会については、第三十一条の規定を準用する。

第百十一条の十三 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び事業計画書を農林大臣に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、次号の一に該当せず、かつ、その事業が健全に行われると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するときは。

二 定款又は事業計画に虚偽の記

載があり、又はその記載が欠けているとき。

第百十一條の十四 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事となるべき者に引き渡さなければならない。

第百十一條の十五 連合会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(定款)

第百十一條の十六 連合会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称

二 地区

三 事業

四 事務所の所在地

五 会員たる資格に関する事項

六 会員の加入及び脱退に関する事項

七 会員の権利義務に関する事項

八 事業の執行に関する事項

九 役員に関する事項

十 会計に関する事項

十一 会計に関する事項

十二 公告の方法

2 連合会の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、連合会の解散の事由を定めたときはその事由を記載しなければならない。

3 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の認可の申請があつた場合には、第百十一條の十三項第二項の規定を準用する。

(加入)
第百十一條の十七 会員たる資格を

有する者が連合会に加入しようとするときは、連合会は、正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。

(脱退)

第百十一條の十八 会員は、六十日前までに予告して脱退することができる。

2 会員は、次の理由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 解散

三 除名

3 除名は、経費の支払その他連合会に対する義務を怠る等定款で定める行為をした会員につき、総会の議決によつてこれをすることが出来る。

4 前項の除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

(役員)

第百十一條の十九 連合会に、役員として理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 役員は、定款の定めるところにより、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

(総会の議決)

第百十一條の二十 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定及び変更

三 毎事業年度の事業報告書、収支決算書及び財産目録の承認

四 経費の賦課及び徴収の方法

2 前項第一号に掲げる事項に関する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

(経費の賦課)

第百十一條の二十一 連合会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて連合会に対抗することができない。

(解散)

第百十一條の二十二 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 定款で定める解散事由の発生

四 第百三十五條第二項の規定による解散命令

2 解散の議決については、第百十一條の二十第二項の規定を準用する。

3 連合会は、解散の議決をしたときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(準用規定)

第百十一條の二十三 連合会には、第十八條第六項から第十項まで、第十九條から第二十一条まで、第二十五條から第二十八条まで、第二十九條第一項本文及び第四項、第三十一条、第三十二条、第三十四條、第三十五条、第三十七条、第四十五條、第六十八條から第七十一條まで並びに第七十六條の規定を準用する。この場合において、第十八條第十項中「都道府県知事」とあるのは「農林大臣」と、

第六十八條第二項中「第十八條第十項から第十二項まで」とあるのは「第十八條第十項」と、第七十六條中「(清算法人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)、第七十八條から第八十條まで(清算人の職務権限、債権申出の公告及び催告、時間後に申し出た債権)、第八十二條(数解・清算の監督)及び第八十三條(清算終了の届出)」とあるのは「及び第七十五條から第八十三條まで(清算)」と読み替へるものとする。

第百十四條の見出しを「(土地台帳法の特例)」に改め、同条に次の一項を加へる。

2 第九十四條の八第三項の規定による配分通知書の交付を受けた者が同条第四項の規定により所有権を取得した土地については、土地台帳法の登録については、政令で特別を定めることができる。

第百十七條中「の適用」を「並びに第九十四條の八の規定の適用」に改める。

第百十八條第一項第四号中「第五條、第七條」を「第五條第一項の認可の申請」に改め、同条第三項中「できない場合」を「できないか、又は困難である場合」に改め、同条第四項中「前項」を「第二項」に改める。

第百三十二條に次の一項を加へる。

2 農林大臣は、連合会に法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款を遵守させるために必要があるとき、連合会からその事業に関し報告を徴し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第百三十四條第一項中「前二條の規定による検査を行つた場合」を「第百三十二條第一項又は前條の規定により報告を徴し、又は検査を行つた場合」に改め、同条の次に次の一項を加へる。

第百三十四條の二 農林大臣は、第百三十二條第二項の規定により報告を徴し、又は検査を行つた場合において、当該連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反するに認めるときは、当該連合会に対し必要な措置を採るべき旨を命ずることが出来る。

第百三十四條を次のように改める。

(解散命令)

第百三十五條 左に掲げる場合には、農林大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区の解散を命ずることが出来る。

一 土地改良区が、第十五條に規定する事業以外の事業を行つたとき。

二 土地改良区が、正当な理由がないのに、設立の認可の公告があつた日から一年を経過してもなお総会を招集せず、又は省令で定める期間以上その事業を停止したとき。

三 土地改良区が、法令に違反した場合において、行政庁が第百三十四條第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

昭和三十三年三月七日

十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中

5 昭和三十三年三月三十一日まで
は、都道府県は、土地改良法第九

業団体連合会」を加える。

11 農林省設置法（昭和二十四年法

につき農地法第六十二條第三項の規定による公示があつたもの

要約いたしますと、おおむね次の五
の通りであります。その第一点は、

第二條第三項第三号の規定に關するものでありまして、年三分五厘以内の利率の適用の基準が現行規定では単に政令で指定する地域における被害農林漁業者に適用するということと定めるのでありますが、これによつては指定された地域が不明確でありまして指定された地域内の被害農林漁業者が被害の程度のいかんにかかわらず年三分五厘以内の資金の融通を受け得ることとなり不均衡を生ずる場合もありますので、この点を是正するため年三分五厘以内の利率を適用するための地域を指定する基準を明確にするにとともに、その地域（特別被害地域と称しております。）内の被害が著しい者（特別被害農、林、漁業者と称しております。）のみに年三分五厘の利率が適用されるようにしたいのであります。ここで特別被害農、林、漁業者とは生産物の収入減五割以上ないし所有施設の損失額七割以上の者で市町村長の認定を受けた者を、特別被害地域とは特別被害農、林、漁業者が被害農、林、漁業者のそれぞれにつき一割以上に達する地区で都道府県知事が農林大臣の承認を受けた者を申します。

次に第二点、第三條第一項の規定に關するものでありまして、現行規定では国が補助いたします利子補給及び損失補償の契約方式が複雑に過ぎ、末端の被害農林漁業者への資金の融通が確實に行われないおそれもあり、また債権管理の面からも不十分でありましたので、この契約方式を整備単純化いたしました、利子補給につきましては末端の損失補償につきましては原則として単協に対して行うこととし、ただ自己資金を欠くかまたは著しく乏しい特定の組合のみについては連合会の単協に対する転貸資金の貸付についても損失補償を認め、資金の融通に万遺憾ないよういたしたいと存するものであります。

第三点、第二條第三項第一号の規定に關するものでありまして、現在牛の所有農家に對しては三万圓以上増ししてその借入れ限度を三万圓以上増ししてあるのでありますが、乳牛の所有農家に、その経営の事情にかんがみ、その借入れ限度の上増しの特例を現行の三万圓から五万圓に引き上げようとするものであります。

第四点、第四條第二項の規定に關するものでありまして、三分五厘資金の利子補給に關するの国の補助率が現行規定によりますれば利子補給額から年二分五厘の額を控除した額となつておりますのを利子補給額の百分の六十に相當する額に改めようとするものであります。すなわち現行規定では金利の動きのいかんにかかわらず地方公共団体は常に二分五厘を負担しなければならぬのでありますが、これを国の補助率を定率に改めることにより、金利の動きに応じて地方公共団体の負担が軽減されるようにしようとするものであります。

第五点、この法律の運用の適正をはかるため農林大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する規定を新たに設けて、單協の貸付事務の指導監督を都道府県知事をして行はしめようとするものであります。

また以上のほか、これらの改正に伴う字句の修正等法文上必要な整理を加えることといたしております。以上、簡単にこの法案の内容と改正

の趣旨を御説明いたしました、どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。次に開拓官農振臨時措置法案について、その趣旨を御説明します。戦後、多くの国内人口をかかえ、食糧増産、戦災者、引揚者の収容、あるいは国土の高度の開発利用という緊急の要請にこたえて発足した開拓事業も、ここに約十年余を経ましたが、その間、政府といたしましてはこの事業の達成のために多大の努力を払い、また、開拓者も生産の増大、官農の安定のために日夜精進して参りましたため、その生産力も年々高まりつつあります。

すなわち、その実績の概要を申し上げますと、開墾面積約五十八万町歩、入植戸数約十五万五千戸、増反戸数約八十二万戸に及び、このうち増反者を除きました開拓者の昭和三十年年度の生産額は、約二百九十億圓に達しているのであります。

しかしながら、開拓者の官農の現状を見ますと、入植後十年を経ずしてすでに既存農家の水準を越え、新しい農業経営の先駆者と認められる者もおりますが、他面、おむね良好とはいへない立地条件の開拓地に入植し、加うるに、ここ数年來の連続災害に災ひされましていまだに官農の基礎も確立できない不安定な開拓者も少くないのであります。

右の事情にかんがみまして、政府といたしましては、都道府県と協力いたしまして、これらの開拓者に対し、自主的に計画を立てて共同して官農の改善をはからしめるため、第一に開拓者が既往の災害によって借入れました資金を償還可能な条件の資金に借りかえる措置を行い、その融資について利子補給及び損失補償の道を開き、第二にこれらの開拓者の耕作する開拓農地についての農地法施行法に基く成功検査の時期を三年を限度といたしまして延期するとともに、これらの農地についての耕土培養事業についても必要な調査及び事業を行う等の特別の措置を講ずるほか、計画の達成に必要な資金の融通及び開墾建設工事の促進、その他必要な援助に努めまして、開拓者の官農の基礎をすみやかに確立し、開拓地における農業の健全な発展を期するものであります。

以上がこの法案の趣旨でございます。次に土地改良法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

土地改良法は、土地改良事業実施の基本法として昭和二十四年に制定されましたが、以来七年有余を経過いたしました、その間、農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるとともに、食糧増産に寄与するため、本法に基きまして、農地の改良、開発、保全及び集団化の事業が推進されて参つたのです。

また、政府は、このたび、国が行う特定の灌漑排水事業、干拓事業等につきまして、その事業資金の拡充と効率的実施をはかるため、特定土地改良工事特別会計を設置したいと考へ、今国会に別途特定土地改良工事特別会計法案を提案しておりますが、これに照応しまして、土地改良法の関係部分につき一部を補正することとしたのであります。

さらに、土地改良事業の施行上重要な役割を果しております土地改良区等が行う土地改良事業、いわゆる団体営事業につきまして、より一そう適切かつ効率的な実施をはかるため、かねてより、技術面、運営面にわたつての連合組織による指導体制の確立が望まれていたものであります。そこで、これら土地改良事業施行者の協同組織として土地改良事業団体連合会を設置し得る規定を新たに設けたいと考へたのであります。

以上が土地改良法の一部を改正する法律案を提出いたしました主要な理由であります。以下、法案の内容について簡単に御説明申し上げます。第一は、土地改良事業の開始手続を簡素化したこととあります。すなわち、従來土地改良区の設立、農業協同組合、市町村等による事業の開始手続としましては、土地改良事業計画の概要等につきまして、都道府県知事が事業の適否の認定と審査との二段階の審査手続をとってきたのであります。が、本改正法案では、本審査のみで土地改良事業計画等の審査をいたすこととし、事業の適否の認定の手続を省略して手続を簡素化することにいたしました。

した。同様の趣旨によりまして、国
管、県管事業の開始手続につきましては、
は、従来の予備審査にかえて事業の適
否の決定の手続をとることとし、これ
を簡素化いたしました。

第二は、土地改良区に関する規定を
整備したことあります。土地改良区
は、土地改良事業実施の母体となる農
業者の団体でありまして、土地改良区
の適正な運営をはかることによつて、
初めて、土地改良事業の円滑な推進が
期待されるのであります。本改正法案
におきましては、従来の経験にかんが
みまして、理事の任期の延長、総代の
定数の減少をはかることにも、賦課金
等の徴収手続、理事が欠けた場合の措
置を定める等、不備と見られていた点
を改めたのであります。

第三は、特定土地改良工事特別会計
の設置に照応しまして、土地改良法の
関係規定を補正することとしたことで
あります。言うまでもなく、国管土地
改良事業は、土地改良事業の基幹とな
るものでありまして、これが効率的実
施をはかることが強く要望されてお
ります。このたび政府は、国が土地改良
法に基いて行う特定の灌漑排水施設の
新設、干拓等の工事につきまして、特
定土地改良工事特別会計において、事
業費のうち国庫負担分を一般会計から
繰り入れるとともに、地元負担金に見
合う部分は資金運用部等から借り入れ
て事業を行うことができることとし、
もつて事業量の増大と工事の早期完成
をはかることといたしておりますが、
本改正法案におきましては、この特別
会計において行う特定土地改良工事を
実施するための基礎的規定を設けます
とともに、干拓事業につきましては、

干拓地の処理に関する規定を補足いた
すこととしたのであります。

第四は、土地改良事業団体連合会に
関する規定を設けたことであります。
土地改良事業団体連合会は、土地改良
区、農業協同組合等の土地改良事業団
体の協同組織により、土地改良事業の
効率的運営を確保することを目的とす
る法人でありまして、都道府県または
全国を地区とするものであります。連
合会の事業は、組合員に対する土地改
良事業に関する技術的援助、情報の提
供、調査研究等でありまして、その
他、定款、役員、総会等につきまして
必要な規定を設けてあります。

なお、以上のほか、多目的事業の一
環として行われる土地改良事業の実
施手続、都道府県の分担金の徴収、国
有土地特件管理、処分等につきまし
ても、それぞれ所要の改正を加えま
した。

以上が土地改良法の一部を改正する
法律案の趣旨でございます。

○小枝委員長 ただいま提案理由につ
いて説明のありました各法律案につい
ては、その質疑は後日行うことといた
しまして、本日はこれにて散会いたし
ます。

午後六時八分散会